

香港
商標規則
2006年L.N.62改正
2006年5月26日施行
第559A章

目次

第1部 序

- 規則1 (失効につき削除)
- 規則2 解釈
- 規則3 所定の様式
- 規則4 手数料
- 規則5 商品及びサービスの分類

第2部 登録出願

出願

- 規則6 出願の様式等
- 規則7 商品又はサービスの指定
- 規則8 商標の表示
- 規則9 優先権主張
- 規則10 権利の部分放棄, 制限及び条件
- 規則11 出願の不備

審査及び公告

- 規則12 出願審査
- 規則13 登録要件遵守の懈怠
- 規則14 条例第42条(3)(b)に基づく所定の期間
- 規則15 出願の詳細の公告

第3部 登録の異議申立

- 規則16 異議申立書
- 規則17 答弁書
- 規則18 異議申立の裏付証拠
- 規則19 出願の裏付証拠
- 規則20 弁駁での証拠
- 規則21 聴聞の日時の決定

第4部 登録出願の取下, 補正, 分割及び併合

取下

規則 22 出願取下の通知

補正

規則 23 出願を補正することができる追加の目的

規則 24 出願補正の請求

規則 25 補正案の公告

規則 26 異論申立書

分割

規則 27 出願分割の請求

併合

規則 28 出願併合の請求

第5部 登録

規則 29 登録

規則 30 登録公告

規則 31 登録更新の催告

規則 32 登録の更新

規則 33 登録の更新：特別な場合

規則 34 登録の削除

規則 35 登録の回復

第6部 登録の取消, 無効, 変更又は更正の手續

不使用を理由とする取消の手續

規則 36 取消の申請

規則 37 答弁書

規則 38 追加証拠

規則 39 聴聞日の決定

不使用以外の理由による取消の手續

規則 40 取消の申請

規則 41 答弁書

規則 42 申請の裏付証拠

規則 43 答弁書の裏付証拠

規則 44 弁駁の証拠

規則 45 聴聞日の決定

無効宣言の手続

規則 46 無効宣言の申請

規則 47 後の手続

修正及び更正の手続

規則 48 修正及び更正の申請

規則 49 申請が商標所有者によりされる場合の手続

規則 50 申請が商標所有者以外の者によりされる場合の手続

参加

規則 51 参加許可の申請

第 7 部 登録に影響する他の手続

権利の部分放棄，制限及び条件

規則 52 権利の部分放棄，制限及び条件の追加

併合

規則 53 別個の登録の併合

変更

規則 54 登録商標の変更

規則 55 異論申立書

放棄

規則 56 登録商標の放棄

規則 57 放棄の効果及び公告

商品又はサービスの分類の変更

規則 58 登録官は登録簿の記入を補正することができる

規則 59 商標所有者への通知

規則 60 提案の公告

規則 61 異議申立書

第 8 部 登録することができる取引

規則 62 登録することができる取引を登録する申請又は通知

規則 63 登録することができる取引の詳細の登録簿への記入

規則 64 登録済の詳細を補正又は削除する請求

第 9 部 登録簿の訂正

規則 65 登録簿に記録された名称又は住所等の変更の請求

規則 66 登録簿における誤り又は脱漏の訂正

規則 67 登録簿からの事項の削除

第 10 部 登録簿の閲覧，書類の閲覧及び情報の提供

規則 68 登録簿の閲覧

規則 69 書類の閲覧

規則 70 記入の複製等の提供

規則 71 係属中の出願又は登録商標の一覧の提供

規則 72 特定の商標についての公式の記録調査

規則 73 登録官による事前の助言

第 11 部 登録官に対する手続

聴聞

規則 74 登録官の聴聞

規則 75 一定の場合には登録官は聴聞を行う必要がないこと

規則 76 聴聞の実施

規則 77 聴聞は公開であること

規則 78 聴聞の言語

証拠

規則 79 登録官への手続における証拠

規則 80 法定宣言書又は宣誓供述書

規則 81 証拠物件の写真

規則 82 証拠を提出する許可

当事者の代替

規則 83 当事者の代替許可の申請

費用

規則 84 費用の担保

規則 85 費用の査定

事件管理会議及び聴聞前審理

規則 86 事件管理会議

規則 87 聴聞前審理

通則

規則 88 手続の指示

規則 89 書類，情報又は証拠を提出する指示

規則 90 手続の停止

規則 91 登録官の決定

第 12 部 書類の補正，不備の更正及び期限の延長

規則 92 書類の補正

規則 93 不備の更正

規則 94 期限の延長

規則 95 延長できない期限

規則 96 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

第 13 部 連続商標，防護商標，団体標章及び証明標章

規則 97 連続商標登録出願

規則 98 連続商標を削除する請求

規則 99 防護商標登録出願

規則 100 団体標章登録出願

規則 101 証明標章登録出願

規則 102 団体標章又は証明標章の使用規約の補正

第 14 部 代理人

規則 103 代理人の授権の証明を求めることができること等

規則 104 登録官は一定の代理人を拒絶することができる

第 15 部 送達宛先

規則 105 送達宛先の提出

規則 106 送達宛先の変更又は取下

規則 107 送達宛先の提出を怠ること

第 16 部 書類の提出及び送達

規則 108 登録官への書類の提出

規則 109 電子提出

規則 110 電子提出の条件

規則 111 電子メールボックスの指定

規則 112 書類の送達

第 17 部 雑則

規則 113 登録部門の記録が保管される様式等

規則 114 登録部門の就業時間及び就業日の公告

規則 115 書類の公告及び販売

規則 116 一定の裁判所命令の公告

規則 117 裁判所の命令，宣言書及び証明書の提出

規則 118 パートナiership，法人による書類の署名等

規則 119 手続言語の変更

- 規則 120 書類の翻訳等
- 規則 121 係属中の登録出願
- 規則 122 係属中の出願の変換の様式

附則：手数料(規則 2 及び規則 4)

第1部 序

規則1 (失効につき削除)

規則2 解釈

(1) 本規則においては、文脈上別異の解釈を要する場合を除いて、

「実際の登録日」は、規則 29(1) (b)により付与される意味を有する。

「適用手数料」とは、事項又は手続に関して、当該事項又は手続に関して附則において定める手数料をいう。

「登録部門の就業日」とは、規則 114 に基づいて公告される登録官の指示に定める登録部門の就業日をいう。

「登録部門の就業時間」とは、規則 114 に基づいて公告される登録官の指示に定める登録部門の就業時間をいう。

「施行日」とは、条例が施行される日をいう。

「登録日」は、規則 29(1) (a)により付与される意味を有する。

「デジタル署名」は、電子取引条例(Cap. 553)第2条(1)により付与される意味を有する。

「電子記録」は、電子取引条例(Cap. 553)第2条(1)により付与される意味を有する。

「電子署名」は、電子取引条例(Cap. 553)第2条(1)により付与される意味を有する。

「現存登録標章」は、条例の附則 5 第1条(1)により付与される意味を有する。

「情報システム」は、電子取引条例(Cap. 553)第2条(1)により付与される意味を有する。

「国際分類」とは、ニース協定に基づいて採択され、関連する時に施行中の商品及びサービスの国際分類をいう。

「ニース協定」とは、1957年6月15日にニース外交会議において締結され、1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年9月28日にジュネーヴで修正され、随時改正又は修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定をいう。

「異論申立人」とは、規則 26(2)又は場合により規則 55(1)に基づいて異論申立書を提出する者をいう。

「旧法」は、条例の附則 5 第1条(1)により付与される意味を有する。

「異議申立人」とは、規則 16, 規則 61(1), 規則 67(2)又は場合により規則 102(3)に基づいて異議申立書を提出する者をいう。(2003年 L.N. 97)

「条例」とは、商標条例(Cap. 559)をいう。

「廃止条例」とは、条例による廃止の直前まで施行中の商標条例(Cap. 43)をいう。

「送付する」は、与えることを含み、同様の表現は相応に解釈する。

「指定」とは、商標が登録されているか又は登録される予定の商品又はサービスの陳述をいう。

「所定の様式」とは、事項又は手続に関して、当該事項又は手続の関係で使用するために、条例第 74 条に基づいて登録官により指定される様式をいう。

(2) 文脈上別異の解釈を要する場合を除いて、本規則において、書類その他の物(呼称の如何を問わず)を提出するといふときは、その書類又は物を第 16 部に従って登録官に提出することと解釈する。

(3) 文脈上別異の解釈を要する場合を除いて、本規則において、商標というときは、証明標章、団体標章及び防護商標への言及を含むものとする。

(4) 規則の見出しにおける様式番号への言及は、条例第 74 条に基づいて公報に公告する当該様式の番号への言及である。

(5) 規則の見出しにおける手数料の番号への言及は、附則に指定する当該手数料の番号への言及である。

規則 3 所定の様式

(条例第 74 条)

(1) 条例第 74 条に基づいて、登録官が何れかの事項又は手続に関して使用する様式を指定する場合は、当該所定の様式は、該当するすべての場合に使用するものとする。

(2) 所定の様式を使用する要件は、所定の様式で必要とされる情報を含み、かつ、所定の様式又はその複製の使用についての登録官の指示を遵守する、次の何れかにより満たされる。

(a) 所定の様式の複製、又は

(b) 登録官が受理できる様式

規則 4 手数料

(1) 条例又は本規則に基づいて何れかの事項又は手続に関して納付する手数料は、附則に明記する手数料である。

(2) (3)に従うことを条件として、手数料は、登録官が指示する時期及び方法により納付する。

(3) 所定の様式の使用を要件とする事項又は手続に関して手数料の納付が要求される場合は、手数料は、所定の様式を提出するときに納付する。

(4) 登録官が、手数料の納付が求められる事項又は手続に関して何れかの行為又は事柄をすることを、本規則の規定により求められ又は認められる場合は、登録官は、当該規定に拘らず、手数料が納付される時まで当該行為又は事柄をすることを拒絶することができる。

(5) 附則に明記された金額を誤って又は超過して手数料が納付された場合は、登録官は、過誤又は超過の納付額を相応に払い戻す。

規則 5 商品及びサービスの分類

(条例第 40 条)

(1) (3)に従うことを条件として、施行日以降に登録される商標の目的で、商標が登録される商品又はサービスは、登録日に施行中の国際分類に従って分類される。

(2) (3)に従うことを条件として、現存登録標章について、商標が登録されている商品又はサービスは、施行日直前に分類されていたのと同様に分類される。

(3) 登録商標の指定は、規則 58、規則 59、規則 60 及び規則 61 に従って再分類することができる。

第2部 登録出願

出願

規則6 出願の様式等

(条例第38条)(様式T2, T2A及びT2S)(手数料No.1)

- (1) 商標登録出願は、所定の様式により行う。
- (2) 立体形状の、商標又は商標の要素としての登録出願は、その形状を商標又は場合により商標の要素として主張する陳述が出願に含まれない限り、そのようなものとして取り扱われない。
- (3) 色彩の、商標又は商標の要素としての登録出願は、次の通りでない限り、そのようなものとして取り扱われない。
 - (a) 色彩を商標又は場合により商標の要素として主張する陳述が出願に含まれていること、及び
 - (b) 出願に含まれる商標の表示において、商標又は場合により商標の要素が、主張する色彩で表現されていること

規則7 商品又はサービスの指定

(条例第38条(2)(c)及び第40条)(様式T5A)(手数料No.2)

- (1) すべての商標登録出願は、出願が関係する商品又はサービスの国際分類における類を指定しなければならない。
- (2) 指定は、そこにおいて挙げられた商品又はサービスの各々の類について、商標登録が予定されている商品又はサービスの明瞭かつ簡潔な説明であって、当該類に適合するものを含まなければならない。
- (3) 出願が国際分類の2以上の類の商品又はサービスに関するときは、指定は、連続番号順に類を並べなければならない。
- (4) 商標が特定の類のすべての商品又はサービスに関して、又は多種の商品又はサービスに関して登録を予定されるときは、登録官は、出願人が商標を使用していること、又は登録されたときは使用する意図があることによって指定が正当化されることに納得しない限り、出願の受理を拒絶することができる。
- (5) 指定が、商品又はサービスが該当しない国際分類の類をもって商品又はサービスを挙げるときは、出願人は、類を相応に訂正するために出願を補正する条例第46条に基づく請求書を提出することができる(規則24参照)。
- (6) 規則24に従うことを条件として、(5)に基づく請求書の受領及び適用手数料の納付があったときは、登録官は、出願を相応に補正する。
- (7) (4)は、防護商標としての商標登録出願には適用されない。

規則8 商標の表示

(条例第38条(2)(d))

- (1) 商標登録出願に含まれる表示は、商標の適切な審査を可能とするように、商標を明瞭かつ十分詳細に描写するものとし、また、複製及び登録に適合する種類及び品質のものとしな

ければならない。

(2) 登録官は随時、出願人に表示の追加複写を提出するよう要求することができる。

規則 9 優先権主張

(条例第 41 条)

(1) 出願人が条例第 41 条に基づいて優先権主張を望む場合は、本規則に基づいて提出する出願は、次の詳細を含まなければならない。

- (a) 優先権が主張される各国、領土又は地域の名称
- (b) 当該各国、領土又は地域において又はそれらに関してなされた出願の出願日、及び
- (c) 当該出願に付与された出願番号(出願人に判明しているとき)

(2) 本規則に基づく出願が、(1)(c)の要件である先の出願に付与された出願番号を含まないときは、登録官は随時、書面による通知で、当該出願番号を提出するよう出願人に要求することができる。

(3) 登録官は随時、書面による通知で、優先権が主張される国、領土又は地域の登録部門又は他の権限ある当局により発行される、次の事項を証明し又は確認する証明書を提出するよう出願人に要求することができる。

- (a) 当該各国、領土又は地域において又はそれらに関してなされた出願の出願日
- (b) 当該出願に付与された出願番号
- (c) 商標の表示、及び
- (d) 当該出願に係る商品又はサービス

(4) 登録官が(2)又は(3)に基づく通知を出す場合において、出願番号又は場合により証明書が通知日後 3 月以内に提出されないときは、優先権主張は当該出願について失われる。

規則 10 権利の部分放棄、制限及び条件

(条例第 15 条)

出願人であって、

- (a) 商標の指定された要素の排他的使用の権利について権利の部分放棄をすること、又は
- (b) 登録により付与される権利を指定の地域的若しくはその他の制限又は条件付きとすること、

を望む者は、権利の部分放棄、制限又は条件の詳細を当該人の出願に含めなければならない。

規則 11 出願の不備

(1) 商標登録出願が、

- (a) 規則 6(1)、規則 7(1)若しくは(2)又は規則 8(1)、又は
- (b) 条例第 38 条(これは出願に関する要件を規定する)、

の要件を満たさないと登録官に見えるときは、登録官は、出願人に通知を送付して、不備を伝え、かつ、その不備を是正するよう求める。

(2) 本条規則に基づいて通知の送付を受けた出願人は、通知日後 2 月以内に不備を是正しなければならず、当該人がそれを怠るときは、

(a) 不備が規則 6(1)、又は規則 8(1)、又は条例第 38 条(1)、(2)(e)、(3)、(4)若しくは(5)に関する場合は、出願は放棄されたものとし、(2006 年 L. N. 62)

(aa) 不備が、規則 7(1)に基づいて指定されることが要件である国際分類上の商品又はサービスの類に関する場合は、その類の指定が不備である商品又はサービスに関する出願の部分は放棄されたものとし、(2006 年 L. N. 62)

(ab) 不備が、規則 7(2)に基づいて提供されることが要件である商品又はサービスの説明に関する場合は、その説明が不備である商品又はサービスに関する出願の部分は放棄されたものとし、(2006 年 L. N. 62)

(b) 不備が条例第 38 条(2) (a), (b), (c)又は(d)に関する場合は、出願はされなかったものとする。

審査及び公告

規則 12 出願審査

(条例第 42 条(1))

(1) (2)に従うことを条件として、登録官は、本規則に基づいてなされた商標登録出願、及び規則 11 に基づいて出願人に通知された不備の是正された商標登録出願が登録要件を満たすか否かを審査する。(2006 年 L. N. 62)

(2) 規則 11(2) (aa)又は(ab)を適用する場合は、登録官は、出願の当該規則にいう不備に影響されない残りの部分が登録要件を満たすか否かを審査する。(2006 年 L. N. 62)

規則 13 登録要件遵守の懈怠

(条例第 42 条(3)) (様式 T13) (手数料 No. 3)

(1) 規則 12 に基づく出願審査に基づいて、登録要件が満たされていないと登録官に見えるときは、登録官は、書面による通知で登録官の所見及び条例第 42 条(3) (b)及び(c)にいう事項を出願人に伝える。

(2) 出願人は、通知日から起算して、その日後 6 月で終了する期間内は随時、次の何れか又は両方をすることができる。(2003 年 L. N. 97)

(a) 登録要件が満たされていることを確認するために申立書を提出すること、又は

(b) 当該要件を満たすように当該人の出願を補正するために条例第 46 条に基づく請求書を提出すること(規則 24 参照)

(3) 登録官は、(2)に明記された期間内に所定の様式で出願人が提出する請求書を受領したときは、同項にいう申立書又は請求書の提出期間を、3 月の追加期間で 1 度延長する。(2003 年 L. N. 97)

(4) 登録官は、

(a) 出願人が、(2)に基づいて同項に明記された期間内に、若しくは(3)に基づいて登録官が期間の延長を付与した場合はそのように延長された期間内に、申立書又は補正請求書を提出し、かつ

(b) 登録官が申立書又は補正請求書を検討後、出願、又は補正された若しくは補正される予定の出願が登録要件を満たさないと判明するときは、

自己の所見を書面による通知で出願人に伝える。(2003 年 L. N. 97)

(5) (4)に基づいて通知が出願人に送付された場合は、出願人は、通知日から起算して、その日後 3 月で終了する期間内は随時、次の何れか又はすべてをすることができる。

- (a) 登録要件が満たされていることを確認するために申立書又は追加申立書を提出すること
 - (b) 当該要件を満たすように当該人の出願を補正するために条例第 46 条に基づく請求書又は追加請求書を提出すること(規則 24 参照), 又は
 - (c) 聴聞の請求書を提出すること(2003 年 L. N. 97)
- (6) 登録官は, (5)に明記された期間内に, 又は登録官が先に本項に基づいて期間の延長を付与していた場合にはそのように延長された期間内に, 出願人が所定の様式で請求書を提出したときは, 前記(5)の申立書又は請求書の提出期間を延長することができる。これは1度に3月を超えないものとし, 登録官が指示する条件(もしあれば)を付すものとする。また, これは登録官が次のことに納得するときに限る。
- (a) (4)に基づいて出願人に送付された通知が, 条例第 12 条(1), (2)又は(3)(登録拒絶の相対的理由)の何れかを理由として商標登録の異論を生じさせる場合は,
 - (i) 出願人が, 関係する先の商標の所有者の同意を得るために追加期間を要すること
 - (ii) 出願人が, 関係する先の商標の譲渡を得るために追加期間を要すること, 又は
 - (iii) 関係する先の商標の無効又は取消手続が係属中であり, 手続が処理できるように期間を延長しなければならないこと
 - (b) 出願人が, 出願の裏付として提出する使用証拠を準備するために追加期間を要すること, 又は
 - (c) 期間の延長を正当化する他の例外的な事情が存在すること(2003 年 L. N. 97)

規則 14 条例第 42 条(3) (b)に基づく所定の期間

- (1) (2)及び(3)に規定する場合を除き, 条例第 42 条(3) (b)(これは登録要件遵守の期限を規定する)の適用上, それに関して規則 13(1)に基づいて通知が出願人に送付される出願についての所定期間は, 通知日から起算して, その日後 6 月で終了する期間, 又は登録官が規則 13(3)に基づいて延長を認めた場合は当該日後 9 月で終了する期間である。
- (2) (3)に従うことを条件として, 次の場合, すなわち,
- (a) 登録官が, 規則 13(1)に基づいて出願人に通知を送付し,
 - (b) 出願人が, 規則 13(2)に基づいて申立書又は補正請求書を同規則に指定され又は規則 13(3)に基づいて延長される期間内に提出し, また
 - (c) 登録官が規則 13(4)に基づいて出願人に通知を送付する場合は,
- その出願についての所定期間は, 規則 13(1)に基づく通知が出願人に送付された日から起算して, 規則 13(4)に基づく通知が出願人に送付された日後 3 月で終了する期間, 又は登録官が規則 13(6)に基づいて延長を認めた場合はそのように延長された期間の最終日に終了する期間である。(2003 年 L. N. 97)
- (3) 次の場合, すなわち,
- (a) 登録官が規則 13(4)に基づく通知を出願人に送付し, かつ
 - (b) 出願人が聴聞の請求書を規則 13(5)に指定された期間内に, 又は登録官が規則 13(6)に基づいて延長を認めた場合はそのように延長された期間内に提出する場合は,
- その出願についての所定期間は, 規則 13(1)に基づいて出願人へ送付される通知の日から起算して, 聴聞の最終日又は登録官が規則 75 に基づいて聴聞をすることなく事項を決定する時に終了する期間である。(2003 年 L. N. 97)

規則 15 出願の詳細の公告

(条例第 43 条)

登録官は、条例第 42 条に基づいて商標登録出願を受理する場合は、出願の詳細を公報に公告する。

第3部 登録の異議申立

規則16 異議申立書

(条例第44条)(様式T6及びT13)(手数料No.4及びNo.29)

(1) 商標の登録に対する異議申立書は、規則15に基づいて商標登録出願の詳細が公告される日から起算する3月の期間内に所定の様式で提出する。

(2) 異議申立書は、異議申立の理由の陳述を含み、異議申立が先の商標を根拠とする場合は、更に次のものを含まなければならない。

(a) 当該先の商標の表示

(b) 当該商標が登録されているときは、登録されている類及び商品又はサービスを示す陳述

(c) 当該商標が登録されていないときは、当該商標が使用されている商品又はサービスを示す陳述、及び

(d) 当該商標が条例第5条(1)(a)又は(2)による先の商標であるときは、商標の出願又は登録番号を示す陳述

(3) 異議申立人は、異議申立書を提出すると同時に、その写しを出願人に送付しなければならない。

(4) 登録官は、(1)に明記する期間内に所定の様式で何人かによる請求書の提出があるときは、異議申立書又は(2)にいう事項を提出する期間を2月の期間延長することができるが、これは再延長することができない。(2003年L.N.97)

規則17 答弁書

(様式T7及びT13)(手数料No.29)

(1) 異議申立書の写しの受領日後3月以内に、出願人は、答弁書を所定の様式で提出する。これは次の事項を内容とする。

(a) 当該人の出願の裏付として依拠する理由

(b) 異議申立書において主張される事実であって当該人が認容するもの

(c) 異議申立書において主張される事実であって当該人が否認するもの及び当該人の理由(当該人が聴聞において代替事由を提出する意図であるときは、当該代替事由)、及び

(d) 異議申立書において主張される事実であって当該人が認容又は否認することができないもの

(2) 出願人は、答弁書を提出すると同時に、その写しを異議申立人に送付する。(2003年L.N.97)

(3) 登録官は、(1)に明記された期間内に所定の様式で出願人による請求書が提出されたときは、答弁書を提出する期間を2月の期間延長するが、これは再延長することができない。

(4) 出願人が答弁書を(1)に明記され又は(3)に基づいて延長された期間内に提出しないときは、出願人は、出願を取り下げたものとみなされる。(2003年L.N.97)

規則18 異議申立の裏付証拠

(1) 出願人が答弁書を規則17(1)に明記され又は規則17(3)に基づいて延長された期間内に提出するときは、異議申立人は、答弁書の写しの受領日後6月以内にその異議申立の裏付証拠を提出する。(2003年L.N.97)

- (2) 異議申立人は、証拠を提出すると同時にその写しを出願人に送付する。
- (3) 異議申立人が(1)に明記された期間内に証拠を提出しないときは、異議申立人は、異議申立を放棄したものとみなされる。

規則 19 出願の裏付証拠

- (1) 異議申立人が規則 18(1)に明記された期間内に証拠を提出するときは、出願人は、異議申立人の証拠の写しの受領日後 6 月以内に、次のものを提出する。
 - (a) 出願の裏付証拠、又は
 - (b) 証拠を提出する意図がない旨の陳述
- (2) 出願人は、証拠又は(1)に基づいて陳述を提出すると同時に、その写しを異議申立人に送付する。

規則 20 弁駁での証拠

- (1) 出願人が規則 19(1)に明記された期間内に証拠を提出するときは、異議申立人は、出願人の証拠の写しの受領日後 6 月以内に、追加証拠を提出しなければならず、この証拠は、出願人の証拠に厳密に弁駁する事項に限定する。
- (2) 異議申立人が追加証拠を提出するときは、同時に出願人にその写しを送付する。
- (3) 登録官の許可がある場合を除き、何れの当事者も更なる証拠を提出することができない。

規則 21 聴聞の日時の決定

証拠提出の完了後、登録官は、聴聞の日時、場所を決定し、かつ、書面により当事者に相応に通知する。

第4部 登録出願の取下, 補正, 分割及び併合

取下

規則22 出願取下の通知

(条例第45条)

- (1) 商標登録出願人は、登録官への書面での通知により出願を取り下げることができる。
- (2) 取下は、その通知が登録官により受理されたときに発効する。
- (3) 出願の詳細が規則15に基づいて公告済みであるときは、登録官は、取下の詳細を公報に公告する。

補正

規則23 出願を補正することができる追加の目的

(条例第46条(3)(b))

条例第46条の目的に追加して、商標登録出願は、次の目的で補正することができる。

- (a) 指定において記載された商品又はサービスの分類を規則7(5)及び(6)に基づいて訂正すること
- (b) 条例第15条に基づいて権利の部分放棄、制限又は条件を追加すること、又は
- (c) 条例第41条に基づいてされた優先権主張を取り下げること

規則24 出願補正の請求

(条例第46条)(様式T5, T5A, T5B及びT5S)

- (1) 商標登録出願を補正するための条例第46条に基づく請求書は、所定の様式で提出しなければならない。
- (2) 登録官は随時、その請求の理由と裏付証拠を提出するよう出願人に求めることができる。
- (3) 本条規則に基づいて請求書が提出される場合は、規則25及び規則26に従うことを条件として、登録官は、次のことをすることができる。
 - (a) 出願人により提案されたように出願を補正すること(補正案が条例第46条を遵守することに登録官が納得するとき)
 - (b) 登録官が正当と考える方法で出願を補正すること(補正案の一部のみが条例第46条を遵守することに登録官が納得するとき)、又は
 - (c) 補正することを拒絶すること(補正案が条例第46条を遵守しないことに登録官が納得するとき)

規則25 補正案の公告

(条例第46条(5)(a))

商標登録出願の詳細が規則15に基づいて公告された後に同出願を補正するために条例第46条に基づいて請求がされた場合において、登録官は、補正案が商標の表示又は出願に係る商品又はサービスに影響を与えることに納得するときは、補正案の詳細を公報に公告する。

規則 26 異論申立書

(条例第 46 条(5)(b))(様式 T6)(手数料 No. 5)

- (1) 商標登録出願の補正案の詳細が規則 25 に基づいて公告された場合は、本条規則を適用する。
- (2) 補正案により影響を受けると主張する何人も、その詳細の公告日後 3 月以内に所定の様式で異論申立書を提出することができる。
- (3) 異論申立書は、異論の理由の陳述を含まなければならない。この陳述は、補正されたならばその補正により異論申立人が如何に影響を受けるか、また、異論申立人の意見によれば、この補正が条例第 46 条に何故違反するかを、特に説明しなければならない。
- (4) 異論申立人は、異論申立書を提出すると同時に、その写しを出願人に送付する。

分割

規則 27 出願分割の請求

(条例第 51 条(a))(様式 T3)(手数料 No. 6)

- (1) 商標登録出願が条例第 39 条に基づいて出願日を付与された後であって商標登録の前は随時、出願人は、出願(「原出願」)を 2 又はそれ以上の別個の出願(「分割出願」)に分割する請求書を所定の様式で提出することができる。これには、各分割出願につき当該出願に係る商品又はサービスの指定を表示する。
- (2) 各分割出願は、条例に基づいて原出願と同じ保護を主張しなければならない(例えば、防護商標として)。
- (3) 原出願の分割時、各分割出願は、原出願と同一の出願日を有する別個の登録出願とみなす。
- (4) 原出願の分割時、原出願に関して、規則 16 に基づいて提出された異議申立書又は規則 26 に基づいて提出された異論申立書は、
 - (a) 異議申立書又は異論申立書が原出願に係る商品又はサービスの一部のみに関する場合は、その指定が同商品又はサービスの何れかを包含する分割出願の各々に関して提出されたものとして扱われ、また
 - (b) その他の場合は、分割出願の各々に関して提出されたものとして扱われ、異議申立又は異論申立の手続は、相応に継続する。
- (5) 原出願における又は基づくライセンス若しくは約定担保権又は何らかの権利の付与に関する通知又は請求が規則 62 若しくは規則 64 に基づいて提出されている場合において、当該原出願を分割するときは、その通知又は請求は、
 - (a) それが原出願に係る商品又はサービスの一部のみに関する場合は、その指定が同商品又はサービスの何れかを包含する各分割出願に関して提出されたものとして扱われ、また
 - (b) その他の場合は、分割出願の各々に関して提出されたものとして扱われる。

併合

規則 28 出願併合の請求

(条例第 51 条(1)(b))(様式 T4)

(1) 別個の商品登録出願をした出願人は、当該出願の何れかの詳細が規則 15 に基づいて公告される前は随時、当該出願を単一出願に併合するための請求書を所定の様式で提出することができる。

(2) 登録官は、すべての出願が次の通りであることに納得するときは、請求の主題である出願を単一出願に併合する。

(a) 同一の商品に関するものであること

(b) 条例に基づいて同一の保護を主張する(例えば、団体標章としての保護)ものであること

(c) 同一の出願日を有するものであること、及び

(d) 請求時に、同一人の名義のものであること

第5部 登録

規則29 登録

(条例第47条(1))

(1) 登録官は、条例第47条(1)に基づいて、登録簿に商標の表示を次の詳細と共に記入することにより商標を登録する。

(a) 条例第48条に従って決定される登録日、すなわち、登録出願日

(b) 実際の登録日、すなわち、本条規則により記入が求められる詳細の登録簿への記入の日

(c) 条例第41条に基づいて主張される優先日(もしあれば)

(d) 所有者の名称及び住所

(e) 所有者の送達宛先

(f) 商標が登録されている国際分類上の商品又はサービスの類及び種類

(g) 登録が従うべき権利の部分放棄、制限又は条件

(h) 商標又はその要素が規則6(2)に従って主張されている立体形状で構成される場合は、その事実

(i) 商標又はその要素が規則6(3)に従って主張されている色彩から構成される場合は、その事実及びそのように主張される色彩

(j) 商標が全体的又は部分的に音又は匂いから構成される場合は、その事実

(k) 商標が証明標章、団体標章又は防護商標である場合は、その事実

(l) 商標登録が連続商標から構成される場合は、その事実、及び

(m) 商標が、条例第11条(2)、第12条(8)又は第13条(1)(a)又は(b)から構成される場合は、その事実

(2) 登録官は随時、商標に関する他の詳細であって適切と考えるものを登録簿に記入することができる。

規則30 登録公告

(条例第47条(3))

商標が登録されたときに、登録官は、登録の通知を公報に公告する。この通知には登録日を明記する。

規則31 登録更新の催告

(条例第50条(2))

(1) (2)に従うことを条件として、商標登録の満了日の6月前から1月前までの随時、登録官は(更新が既になされている場合を除き)商標所有者に通知を送付し、満了日及び登録が規則32にいう方法で更新できる旨を伝える。

(2) 更新期限が(登録出願の出願日の理由で)満了する日前6月以内に又はその日後の随時、商標が条例第47条(1)に基づいて登録できると登録官に見えるときは、登録官は、(更新が既になされている場合を除き)実際の登録日後1月以前までの随時、商標所有者に通知を送付し、満了日及び登録が規則33にいう方法で更新できる旨を伝える。

規則 32 登録の更新

(条例第 50 条(1), (3)及び(7))(様式 T8)(手数料 No. 7 及び No. 8)

(1) 商標登録の更新は、登録満了日に終了する 6 月の期間内に更新手数料を納付し、所定の様式で更新請求書を提出することによってなされる。

(2) 更新請求書が(1)に明記された期間内に提出されず、又は更新の適用手数料が納付されないときは、登録官は、その事実を公報に公告する。

(3) 商標登録の更新はまた、登録満了日後 6 月以内に、所定の様式で請求書を提出し、該当する更新手数料を納付し、遅延更新の適用手数料を納付することによってもすることができる。

(4) 登録官が本条規則に基づいて商標登録を更新する場合は、登録官は、更新の通知及び更新日を公報に公告する。

(5) 本条規則は、規則 33 が適用される商標登録の更新には適用されない。

規則 33 登録の更新：特別な場合

(条例第 50 条(1), (3)及び(7))(様式 T8)(手数料 No. 9)

(1) 本条規則は、施行日以後に登録される商標登録であって、その登録が(登録出願の出願日の理由で)実際の登録日の前の何れかの時に又はその日後 6 月以内に満了するものの更新に適用する。(2006 年 L. N. 62)

(2) 商標登録の更新は、実際の登録日後 6 月以内に所定の様式により該当する更新手数料を納付して更新請求書を提出することによりなされる。

(3) 本条規則に基づいて登録官が商標登録を更新する場合は、登録官は、更新通知及び更新日を公報に公告する。

規則 34 登録の削除

(条例第 50 条(5))

(1) 規則 32 が適用される商標の場合において、登録更新が登録満了日後 6 月以内になされなかったときは、登録官は、商標を登録簿から削除する。

(2) 規則 33 が適用される商標の場合において、登録更新が実際の登録日後 6 月以内になされなかったときは、登録官は、商標を登録簿から削除する。

(3) 本条規則に基づいて登録官が商標を登録簿から削除する場合は、削除通知及び削除日を公報に公告する。

規則 35 登録の回復

(条例第 50 条(6)及び(7))(様式 T8)(手数料 No. 10)

(1) 登録官が規則 34 に従って商標登録を登録簿から削除する場合において、削除の日後 6 月以内に所定の様式により適用手数料を添えて請求書の提出があるときは、登録官は、更新懈怠の事情を考慮してそうするのが正当であると納得する限り、商標を登録簿に回復し、その登録を更新することができる。

(2) 登録官が本条規則に基づいて登録簿に商標を回復する場合は、登録官は、回復通知及び回復日を公報に公告する。

第6部 登録の取消，無効，変更又は更正の手續

不使用を理由とする取消の手續

規則36 取消の申請

(条例第52条(2)(a))(様式T6)(手数料No.11)

- (1) 条例第52条(2)(a)の理由による商標登録取消の申請書は，所定の様式により提出する。
- (2) 申請書には，申請理由の陳述及び申請の裏付証拠を添える。
- (3) 申請人は，申請書の提出と同時に，申請書，理由の陳述及び証拠の写しを当該登録商標の所有者に送付する。

規則37 答弁書

(様式T7)

- (1) 申請書，理由の陳述及び証拠の写しの受領日後6月以内に，所有者は，答弁書を所定の様式で提出する。これは次の事項を記述するものとする。
 - (a) 当該人がその登録の裏付として依拠する理由
 - (b) 申請において主張される事実であって当該人が認容するもの
 - (c) 申請において主張される事実であって当該人が否認するもの及びその理由(及び聴聞において代替事由の提示を意図するときは，当該代替事由)，及び
 - (d) 申請において主張される事実であって当該人が認容又は否認できないもの
- (2) 答弁書は，次のものを伴わなければならない。
 - (a) 商標使用の証拠，又は
 - (b) 商標不使用の理由陳述書
- (3) 所有者は，答弁書の提出と同時に，答弁書の写し及び使用の証拠又は不使用の理由陳述書の写しを申請人に送付する。
- (4) 所有者が答弁書及び使用の証拠又は不使用の理由陳述書を(1)に明記された期間内に提出しないときは，登録官は，取消申請が所有者により争われなかったものとして取り扱うことができる。(2003年L.N.97)

規則38 追加証拠

- (1) 申請人は，申請の裏付として追加証拠を次の期間内に提出することができる。
 - (a) 答弁書の写し及び使用証拠又は不使用の理由陳述書の写しの受領日後6月以内，又は
 - (b) 所有者が答弁書及び使用証拠又は不使用の理由陳述書を規則37(1)に明記された期間内に提出しないときは，申請日後9月以内
- (2) 申請人が追加証拠を提出することを意図しないときは，当該人は，その旨の陳述書を(1)(a)又は(b)の何れか該当する方に明記された期間内に提出しなければならない。
- (3) 申請人は，追加証拠又は(1)若しくは(2)に基づく陳述書を提出すると同時にその写しを所有者に送付しなければならない。
- (4) 登録官の許可がある場合を除き，更なる証拠は，何れの当事者も提出することができない。

規則 39 聴聞日の決定

証拠提出の完了後、登録官は、聴聞の日、時間及び場所を決定し、かつ、当事者に書面により相応に通知する。

不使用以外の理由による取消の手續

規則 40 取消の申請

(条例第 52 条(2) (b), (c) 及び(d)並びに第 60 条(6), 附則 3 第 13 条及び附則 4 第 15 条)(様式 T6)(手数料 No. 12)

- (1) 次の申請書は、所定の様式で提出する。
 - (a) 条例第 52 条(2) (b), (c) 又は(d)の理由に基づく商標の登録取消
 - (b) 条例第 60 条(6)の理由に基づく防護商標としての商標の登録取消
 - (c) 条例の附則 3 第 13 条の理由に基づく団体標章の登録取消、又は
 - (d) 附則 4 第 15 条の理由に基づく証明標章の登録取消
- (2) 申請書には、申請理由の陳述書を添えなければならない。
- (3) 申請人は、申請書の提出と同時に、申請書及び理由陳述書の写しを当該登録済の商標、防護商標、団体標章又は証明標章の所有者に送付しなければならない。

規則 41 答弁書

(様式 T7)

- (1) 申請書及び理由陳述書の写しの受領日後 3 月以内に、所有者は、答弁書を所定の様式で提出する。これは次の事項を記述するものとする。
 - (a) 当該人の登録の裏付として依拠する理由
 - (b) 申請において主張される事実であって当該人が認容するもの
 - (c) 申請において主張される事実であって当該人が否認するもの及びその理由(及び聴聞において代替事由の提示を意図するときは、当該代替事由)、及び
 - (d) 申請において主張される事実であって当該人が認容又は否認できないもの
- (2) 所有者は、答弁書の提出と同時に、その写しを申請人に送付する。
- (3) 所有者が答弁書を(1)に明記された期間内に提出しないときは、登録官は、取消申請が所有者により争われなかったものとして取り扱うことができる。(2003 年 L. N. 97)

規則 42 申請の裏付証拠

- (1) 申請人は、申請の裏付証拠を次の期間内に提出する。
 - (a) 答弁書の写しの受領日後 6 月以内、又は
 - (b) 所有者が答弁書を規則 41(1)に明記された期間内に提出しないときは、申請日後 9 月以内
- (2) 申請人は、(1)に基づく証拠を提出するときは、同時にその写しを所有者に送付する。
- (3) 申請人は、(1) (a) 又は(b)に明記された期間内に証拠を提出しないときは、申請を取り下げたものとみなされる。

規則 43 答弁書の裏付証拠

- (1) 所有者が答弁書を規則 41(1)に明記された期間内に提出し、申請人が証拠を規則 42(1)に

明記された期間内に提出するときは、申請人の証拠の写しの受領日後 6 月以内に、所有者は次のものを提出する。

- (a) 答弁書の裏付証拠，又は
 - (b) 当該人が証拠を提出する意図を有していない旨の陳述書
- (2) 所有者は、(1)に基づく証拠又は陳述書を提出すると同時にその写しを申請人に送付する。

規則 44 弁駁の証拠

(1) 所有者が証拠を規則 43(1)に明記された期間内に提出するときは、申請人は、所有者の証拠の写しの受領日後 6 月以内に追加証拠を提出することができる。この証拠は、所有者の証拠に厳密に弁駁する事項に限定する。

- (2) 申請人が追加証拠を提出するときは、当該人は、同時にその写しを所有者に送付する。
- (3) 登録官の許可のある場合を除き、更なる証拠は何れの当事者も提出することができない。

規則 45 聴聞日の決定

証拠提出の完了後、登録官は、聴聞の日、時間及び場所を決定し、かつ、当事者に書面により相応に通知する。

無効宣言の手続

規則 46 無効宣言の申請

(条例第 53 条，附則 3 第 14 条及び附則 4 第 16 条) (様式 T6) (手数料 No. 13)

- (1) 次の申請書は、所定の様式により提出する。
 - (a) 条例第 53 条の理由に基づく商標登録無効宣言
 - (b) 条例附則 3 第 14 条の理由に基づく団体標章登録無効宣言，又は
 - (c) 条例附則 4 第 16 条の理由に基づく証明標章登録無効宣言
- (2) 申請書には、申請理由の陳述書を添える。
- (3) 申請人は、申請書の提出と同時に、申請書及び理由陳述書の写しを当該登録済の商標、団体標章又は証明標章の所有者に送付する。

規則 47 後の手続

規則 46 に基づいて提出される申請に関する手続には、必要な修正を施して規則 41，規則 42，規則 43，規則 44 及び規則 45 が適用される。(2003 年 L. N. 97)

修正及び更正の手続

規則 48 修正及び更正の申請

(条例第 54 条及び第 57 条) (様式 T6) (手数料 No. 14 及び No. 15)

- (1) 次の申請書は、所定の様式により提出する。
 - (a) 条例第 54 条に基づく商標登録の修正，又は
 - (b) 条例第 57 条に基づく登録簿の誤り又は脱漏の更正
- (2) 申請書には次のものを添える。

- (a) 申請理由の陳述書, 及び
- (b) 申請の裏付証拠

規則 49 申請が商標所有者によりされる場合の手続

- (1) 本条規則は, 規則 48 に基づく申請が当該登録商標の所有者によりされる場合に適用する。
- (2) 登録官は, 申請を認容しようとするときは, 通知を公報に公告する。この通知は次のものを含むものとする。
 - (a) 商標登録の修正申請の場合は, 商標が登録されている条件及びなすべき修正の説明, 及び
 - (b) 登録簿における誤り又は脱漏の更正申請の場合は, 当該誤り又は脱漏を特定するために登録官が必要と考える事項及びなすべき更正
- (3) 本条規則に基づく手続には, 必要な修正を施して第 3 部が適用される。

規則 50 申請が商標所有者以外の者によりされる場合の手続

(様式 T7)

- (1) 本条規則は, 規則 48 に基づく申請が当該登録商標の所有者以外の者によりされる場合に適用する。
- (2) 申請人は, 申請書の提出と同時に, 規則 48 に基づいて提出する申請書, 理由陳述書及び証拠の写しを所有者に送付する。
- (3) 申請書, 理由陳述書及び証拠の写しの受領日後 6 月以内に, 所有者は, 所定の様式で答弁書を提出する。これは次のものを内容とする。
 - (a) 登録の裏付として依拠する理由
 - (b) 申請書又は申請人の証拠において主張される事実であって当該人が認容するもの
 - (c) 申請書又は申請人の証拠において主張される事実であって当該人が否認するもの及び当該人の理由(当該人が聴聞において代替事由を提出する意図であるときは, 当該代替事由), 及び
 - (d) 申請書又は申請人の証拠において主張される事実であって当該人が認容又は否認できないもの
- (4) 答弁書には次のものを添える。
 - (a) 答弁書の裏付証拠, 又は
 - (b) 所有者が証拠を提出する意図を有していないときは, その旨の陳述書
- (5) 所有者は, 答弁書を提出すると同時に, 答弁書の写し及び(4)に基づいて提出する証拠又は陳述書の写しを申請人に送付する。
- (6) 所有者が答弁書を(3)に明記された期間内に提出しないときは, 登録官は, 修正又は更正の申請が所有者により争われなかったものとみなすことができる。(2003 年 L.N. 97)
- (7) 所有者が証拠を(3)に明記された期間内に提出するときは, 申請人は, 所有者の証拠の写しの受領日後 6 月以内に, 追加証拠を提出することができる。この証拠は, 所有者の証拠に厳密に弁駁する事項に限定しなければならない。
- (8) 申請人が追加証拠を提出するときは, 申請人は, 同時にその写しを所有者に送付する。
- (9) 登録官の許可のある場合を除き, 更なる証拠は提出することができない。
- (10) 証拠提出の完了後, 登録官は, 聴聞の日, 時間及び場所を決定し, かつ, 当事者に書面

により相応に通知する。

(11) 登録官は、修正又は更正を認容するときは、次のものを内容とする通知を公報に公告する。

(a) 商標登録の修正申請の場合は、なされた修正の説明、及び

(b) 登録簿における誤り又は脱漏の更正申請の場合は、なされた更正を表示するために登録官が必要と考える事項

参加

規則 51 参加許可の申請

(様式 T6) (手数料 No. 16)

(1) この部に基づく手続に権利を有すると主張する者は何人も、当該人の権利の内容を陳述して、参加の許可申請書を所定の様式で提出することができる。登録官は、当該許可を拒絶するか又は正当と考える条件(手数料の負担を含む)を付して許可する。

(2) 本条規則に基づく参加許可を申請する者は何人も、申請書の写しを手続の各当事者に送付する。

(3) 参加許可を与えられた者は何人も、登録官の課す条件に従うことを条件として、手続の当事者とみなされる。

第7部 登録に影響する他の手続

権利の部分放棄，制限及び条件

規則 52 権利の部分放棄，制限及び条件の追加

(条例第 15 条)

(1) 登録商標所有者は，書面による通知を提出することにより，

(a) 商標の特定の要素の排他的使用の権利を部分放棄することができ，又は

(b) 登録により付与される権利が，明記された地域的若しくはその他の制限又は条件に従うことに同意することができる。

(2) (1)に基づく通知の受領により，登録官は，権利の部分放棄，制限及び条件の通知を公報に公告する。

(3) 登録官は，本条規則に基づいて登録官に通知された当該権利の部分放棄，制限及び条件の詳細を登録簿に記入する。

併合

規則 53 別個の登録の併合

(条例第 51 条(1)(c)) (様式 T4)

(1) 2 又はそれ以上の商標登録の所有者は，それらを単一の登録に併合するための請求書を所定の様式で提出することができる。

(2) 登録官は，すべての登録が次の通りであることに納得するときは，請求の主題である登録を単一の登録に併合する。

(a) 同一の商標に関するものであること，及び

(b) 条例に基づいて同一の保護を与える(例えば，証明標章としての保護について)ものであること

(3) 併合された登録は，各々の原登録が従っていたのと同じの権利の部分放棄，制限及び条件に従う。

(4) 2 又はそれ以上の登録が併合される場合は，登録官は，併合された登録に関して，各々の原登録について登録されていたのと同じの詳細を登録簿に記入する。

(5) 別個の登録が異なる登録日を有する場合は，併合される登録の登録日はそれらの日の最も遅い日とする。

変更

規則 54 登録商標の変更

(条例第 55 条) (様式 T5B 及び T5S)

(1) 登録商標を変更するための条例第 55 条に基づく請求書は，所定の様式で提出する。

(2) 登録官は随時，登録商標の所有者に請求の理由及び裏付証拠を提出するよう要求することができる。

(3) 登録官が変更を認容しようとするときは，登録官は，変更の通知を公報に公告する。こ

れには登録簿において変更されようとする商標の表示を含む。

(4) 規則 55 に従うことを条件として、本条規則に基づいて請求書が提出される場合は、登録官は、次のことをすることができる。

- (a) 変更を認容すること(変更が条例第 55 条に従っていることに納得するとき)
 - (b) 変更を部分的に認容すること(変更の一部のみが条例第 55 条に従っていることに納得するとき)、又は
 - (c) 変更を否認すること(変更が条例第 55 条に従っていないことに納得するとき)
- (5) 登録官は、全体的又は部分的に変更を認容する場合は、登録簿に適切な記入をする。

規則 55 異論申立書

(条例第 55 条(3)(c))(様式 T6)(手数料 No. 17)

(1) 変更案により影響を受けると主張する者は何人も、規則 54(3)に基づく通知の公告日後 3 月以内に所定の様式により異論申立書を提出することができる。

(2) 異論申立書は、異論の理由の陳述を含まなければならない。この陳述は、変更されたならばその変更により異論申立人が如何に影響を受けることになるか、また、異論申立人の意見によれば、その変更が条例第 55 条に何故違反することになるかを、特に説明しなければならない。

(3) 異論申立人は、異論申立書を提出すると同時に、その写しを当該商標所有者に送付する。

放棄

規則 56 登録商標の放棄

(条例第 56 条)(様式 T9)

(1) 登録商標所有者は、所定の様式で放棄の通知を提出することにより、登録商標を放棄することができる。

(2) その通知は、次の通りとする。

(a) 登録が、商標が登録されているすべての商品又はサービスについて放棄されるか、又は当該商品又はサービスの一部についてのみ放棄されるかを陳述する。

(b) 登録が一部の商品又はサービスについてのみ放棄される場合は、国際分類によるその類に言及して当該商品又はサービスを特定する。

(c) 商標における登録された利害又はその他の権利を有する他の各人の名称及び住所を掲げる。また

(d) 当該人の各々について、その者が次の通りであることを証明する。

(i) 所有者の登録放棄の意図につき少なくとも 3 月以前に通知の送付を受けていること、又は

(ii) 影響を受けないか、又は受けても、放棄を承諾すること

規則 57 放棄の効果及び公告

(条例第 56 条)

(1) 登録商標の放棄は、登録が放棄される商品又はサービスについて、当該商品又はサービスについて商標登録が効果を有することを停止するのと同じの効果を有する。

(2) 放棄は、規則 56 を満たす通知を登録官が受領した日に発効する。

(3) 登録官は、放棄が有効となるときに、登録簿に適切な記入をし、かつ、放棄の通知を公報に公告する。

商品又はサービスの分類の変更

規則 58 登録官は登録簿の記入を補正することができる

(条例第 58 条(1)及び(2))

規則 59, 規則 60 及び規則 61 並びに条例第 58 条(5) (これは登録簿の記入を補正する登録官の権限を制限する)に従うことを条件として、登録官は、

(a) 国際分類に基づかない登録商標の指定を当該分類に基づく指定に再分類するために、又は

(b) 国際分類に補正又は代置を施すために、

登録商標の指定の再分類の目的で登録官が必要と考えるような補正を、登録簿の記入に対して行うことができる。

規則 59 商標所有者への通知

(条例第 58 条(3) (a) 及び(c))

(1) 登録官は、規則 58 に基づいて登録簿の記入を補正する前に、当該登録商標の所有者に通知を送付して補正提案を伝える。

(2) 通知は、所有者に次のことを伝える陳述書を含むものとする。

(a) 通知日後 3 月以内に、所有者は提案に対し異論の理由を陳述した書面による異論を提出することができること、及び

(b) (a)に明記された期間内に書面による異論が提出されないときは、登録官は、提案を公報に公告し、当該公告があったときは、所有者は、提案に異論を唱える権利を有さないこと

規則 60 提案の公告

(条例第 58 条(3) (b))

(1) 規則 59 に基づいて通知の送付を受けた登録商標所有者が、規則 59(2) (a)に明記された期間内に書面による異論を提出しないか、又は当該期間の満了前の何れかのときに異論を唱える意図がない旨の通知を書面で提出するときは、登録官は、当該期間の満了後、又は場合により当該通知の受領後できる限り速やかに補正提案を公報に公告する。

(2) 所有者が規則 59(2) (a)に明記された期間内に書面による異論を提出するときは、登録官は、異論を検討する。(2006 年 L.N. 62)

(3) 登録官は、異論を検討した上で、異論(又は異論の一部)が理を有することに納得するときは、

(a) 提案を放棄し、又は

(b) 提案を補正し、かつ、補正した提案を公報に公告する。(2006 年 L.N. 62)

(4) 登録官は、異論を検討した上で、異論が理を有さないことに納得するときは、提案を公報に公告する。(2006 年 L.N. 62)

規則 61 異議申立書

(条例第 58 条(3)(d)) (様式 T6) (手数料 No. 18)

(1) 登録官が規則 60(1)又は(2)に基づいて補正提案を公告する場合は、影響を受けると主張する者は何人も、提案の公告日後 3 月以内に異議申立書を所定の様式で提出することができる。

(2) 異議申立書は、異議申立理由の陳述を含むものとし、この陳述は、補正されたならばその補正により異議申立人が如何に影響を受けることになるか、また、異議申立人の意見によれば、その補正が条例第 58 条(5)に何故違反することになるかを、特に説明しなければならない。

(3) 異議申立人は、異議申立書を提出すると同時に、その写しを当該登録商標の所有者へ送付する。

(4) 登録官は、争点となっている問題に向けた証拠を要求し又は認容することができる。

(5) 異議申立書が(1)に明記された期間内に提出されないとき、又は異議申立が異議申立人に不利に決定された場合は、登録官は提案した補正をし、かつ、その補正がなされた日を登録簿に記入する。

第8部 登録することができる取引

規則62 登録することができる取引を登録する申請又は通知

(条例第29条及び第31条(3))(様式T10及びT11)(手数料No.19)

(1) 登録商標に関して、登録することができる取引の詳細を登録するための条例第29条に基づく申請書、又は商標登録出願に関して、登録することができる取引の詳細を登録するための条例第29条及び第31条(3)に基づく通知は、所定の様式で提出する。

(2) 登録することができる取引が譲渡である場合は、申請書又は通知は、譲渡人により若しくはその代理で署名されるか、又は譲渡を確認するのに十分な証拠書類を添えるかの何れかとする。(2006年L.N.62)

(3) 登録することができる取引がライセンス又は約定担保権に関する場合は、申請書又は通知は、付与者により若しくはその代理で署名されるか、又は取引を確認するのに十分な証拠書類を添えるかの何れかとする。

(4) 登録することができる取引が人格代表者による承諾書の作成に関する場合は、申請書又は通知は、人格代表者により若しくはその代理で署名されるか、又は取引を確認するのに十分な証拠書類を添えるかの何れかとする。(2006年L.N.62)

(5) 登録することができる取引が、裁判所の命令又は登録官が権限ある当局と認める当局の命令に関する場合は、申請書又は通知には、取引を確認するのに十分な証拠書類を添える。

規則63 登録することができる取引の詳細の登録簿への記入

(条例第29条及び第31条(3))

(1) 登録商標に関して、又は商標登録出願に関して、登録することができる取引について登録簿に記入する詳細は、次の通りである。

(a) 商標又は出願の譲渡の場合は、

(i) 譲受人の名称及び住所、並びに

(ii) 譲渡日

(b) 商標又は出願における何らかの権利の譲渡の場合は、

(i) 譲受人の名称及び住所

(ii) 譲渡日、及び

(iii) 譲渡される権利の説明

(c) 商標又は出願に基づくライセンスの付与の場合は、

(i) 使用権者の名称及び住所

(ii) ライセンスが排他的ライセンスの場合は、その事実

(iii) ライセンスが制限付きの場合は、制限の説明、及び

(iv) ライセンスが固定期間に亘るものであるか、又はライセンス期間が固定期間であると証明できる場合は、当該ライセンス期間

(d) 商標若しくは出願に対する、又は商標若しくは出願における若しくは基づく何らかの権利に対する約定担保権の付与の場合は、

(i) 被付与者の名称及び住所

(ii) 権利の性質(固定又は浮動の何れか)、及び

(iii) 担保の範囲及び商標又は出願における若しくは基づく担保される権利

- (e) 商標若しくは出願に関する，又は商標若しくは出願における若しくは基づく何らかの権利に関する人格代表者による承諾書の作成の場合は，
 - (i) 承諾により，商標若しくは出願，又はそれにおける若しくは基づく何らかの権利が帰属する者の名称及び住所，及び
 - (ii) 承諾日，及び
 - (f) 裁判所又は他の権限ある当局の命令により商標若しくは出願を移転させ，又は商標若しくは出願における若しくは基づく何らかの権利を移転させる場合は，
 - (i) 被移転者の名称及び住所
 - (ii) 裁判所又は他の権限ある当局の名称
 - (iii) 命令日，及び
 - (iv) 移転が商標又は出願における権利に関する場合は，移転される権利の説明
- (2) 何れの場合も，記入がなされる日を登録簿に記入する。

規則 64 登録済の詳細を補正又は削除する請求

(条例第 29 条(5)及び(6)，並びに第 31 条(3)) (様式 T10 及び T11)

- (1) 登録官は，所定の様式により請求の提出があるときは，次に関する登録済の詳細を補正又は削除することができる。
 - (a) 登録商標又は商標登録出願に基づくライセンス
 - (b) 登録商標又は商標登録出願に対する約定担保権，又は
 - (c) 登録商標又は商標登録出願における又は基づく何らかの権利に対する約定担保権
- (2) 請求がライセンス又は約定担保権の条件の変更に関する場合は，ライセンス付与者若しくは被付与者の両者により若しくはその代理で署名されるか，又は変更を確認するのに十分な証拠書類を添えるかの何れかとしなければならない。
- (3) 請求がライセンス又は約定担保権についての登録済の詳細の削除に関する場合は，ライセンス若しくは約定担保権の被付与者若しくはその代理が署名するか，又は登録済の詳細が効力を有することを停止したことを確認するのに十分な証拠書類を添えるかの何れかとしなければならない。
- (4) ライセンス又は約定担保権の条件の変更の場合は，変更に関する記入がなされる日を登録簿に記入する。

第9部 登録簿の訂正

規則 65 登録簿に記録された名称又は住所等の変更の請求

(条例第 57 条(5)) (様式 T5)

(1) 登録官は、

(a) 登録商標所有者、

(b) 登録商標の使用権者、又は

(c) 規則 63 又は規則 64 に基づいて詳細が登録された登録商標に係る利害又は担保権を有する者、

により所定の様式で請求書の提出があるときは、当該人の名称若しくは住所、又は登録簿に記録された当該人を表示する他の詳細における変更を記入することができる。

(2) 登録官は随時、本条規則に基づいて請求をする者に対して、請求の理由及び裏付証拠を提出するよう要求することができる。

規則 66 登録簿における誤り又は脱漏の訂正

(条例第 57 条(6))

(1) 登録官は、条例第 57 条(6) (これは登録官又は登録部門に帰すべき誤り又は脱漏の訂正を許可する)に基づいて登録簿の誤り又は脱漏を訂正しようとする場合は、登録官に関係人と見える者に訂正案の通知を送付する。

(2) (1)に基づいて通知の送付を受けた者は、通知日後 3 月以内に訂正案に対して、異論の理由を陳述した書面による異論を提出することができる。

(3) (1)に基づいて通知の送付を受けた何人かが、(2)に明記された期間内に書面による異論を提出する場合は、登録官は、異論を検討し、提案を放棄する(異論が理を有することに登録官が納得するとき)か、又は提案通り登録簿を訂正する(異論が理を有さないことに登録官が納得するとき)かの何れかとする。

(4) (2)に明記された期間内に書面による異論が提出されないときは、登録官は、登録簿において訂正案の実行を進めることができる。

規則 67 登録簿からの事項の削除

(条例第 57 条(7)) (様式 T6) (手数料 No. 20)

(1) 登録官が条例第 57 条(7) (これは効力を有することを停止したと登録官に見える事項の削除を許可する)に基づいて何らかの事項を登録簿から削除しようとする場合は、登録官は、当該事項を登録簿から削除する前に、次のことを行う。

(a) そうすることが適切と考える場合は、公報に削除案の通知を公告すること、及び

(b) 登録官から見て削除案により何人かが影響を受ける虞があると思われる場合は、削除案の通知を当該人に送付すること

(2) 登録官が(1) (a)に基づく通知を公告する場合は、削除案により影響を受けると主張する者は何人も、通知の公告日後 3 月以内に所定の様式により異議申立書を提出することができる。

(3) 異議申立書は、異議申立理由の陳述を含まなければならない。

(4) 異議申立人は、異議申立書を提出すると同時に、その写しを当該登録商標所有者に送付

する。

(5) 登録官が何人かに(1)(b)に基づく通知を送付する場合は、当該人は、通知日後3月以内に次のことを行うことができる。

(a) 削除案に対する書面による異論を提出すること、又は

(b) 聴聞の請求を提出すること

(6) 異議申立及び異論を検討した後、登録官は、当該事項が効力を有することを停止していないことに納得するときは、登録簿からその事項を削除しない。

(7) (2)に明記された期間内に異議申立書が提出されず、かつ、(5)に明記された期間内に書面による異論が提出されない場合、又は異議申立書若しくは異論が異議申立人若しくは異論申立人に不利に決定された場合において、登録官は、当該事項又はその一部が効力を有することを停止したことに納得するときは、その事項又はその一部の登録簿からの削除手続を進める。

第 10 部 登録簿の閲覧，書類の閲覧及び情報の提供

規則 68 登録簿の閲覧

(条例第 68 条)

登録簿は，登録部門において就業日の通常の就業時間中に公衆の閲覧に供される。

規則 69 書類の閲覧

(1) 本条規則は，登録部門に保管する次の書類の何れかに適用する。

- (a) 規則 16 に基づいて提出された商標登録に対する異議申立書
 - (b) 規則 17 に基づいて提出された答弁書
 - (c) 規則 26 に基づいて提出された商標登録出願の補正に対する異論申立書
 - (d) 規則 36 に基づいて提出された商標の登録取消の申請書
 - (e) 規則 37 に基づいて提出された答弁書
 - (f) 規則 40 に基づいて提出された商標，防護商標，団体標章又は証明標章の登録取消の申請書
 - (g) 規則 41 に基づいて提出された答弁書
 - (h) 規則 46 に基づいて提出された商標，団体標章又は証明標章の登録無効宣言の申請書
 - (i) 規則 48(1) (a) に基づいて提出された商標登録の修正の申請書
 - (j) 規則 48(1) (b) に基づいて提出された登録簿の誤り又は脱漏の更正の申請書
 - (k) 規則 50(3) に基づいて提出された答弁書
 - (l) 規則 51 に基づいて提出された参加許可の申請書
 - (m) 規則 54 に基づいて提出された登録商標を変更する請求書
 - (n) 規則 55 に基づいて提出された商標登録の変更に対する異論申立書
 - (o) 規則 56 に基づいて提出された放棄の通知書
 - (p) 規則 61 に基づいて提出された登録商標の指定の補正に対する異議申立書
 - (q) 規則 62(1) に基づいて提出された登録商標又は商標登録出願に関して登録することができる取引の詳細を登録する申請書又は通知書
 - (r) 規則 62(2)，(3)，(4) 又は(5) に基づいて提出された証拠書類
 - (s) 規則 64(1) に基づいて提出されたライセンス又は約定担保権に関する登録済の詳細を補正又は削除する請求書
 - (t) 規則 64(2) 又は(3) に基づいて提出された証拠書類
 - (u) 規則 67(2) に基づいて提出された登録簿からの事項の削除に対する異議申立書
 - (v) 規則 100 に基づいて提出された団体標章の使用規約
 - (w) 規則 101 に基づいて提出された証明標章の使用規約
 - (x) 規則 102(1) に基づいて提出された団体標章又は証明標章の使用規約の補正
 - (y) 規則 102(3) に基づいて提出された登録された団体標章又は証明標章の使用規約の補正に対する異議申立書，及び
 - (z) 施行日に係属中の廃止条例に基づく標章登録出願に関して，施行日の前後を問わず提出された異議申立書又は答弁書
- (2) 登録官は，何人かの請求があるときは，本条規則が適用され，かつ，詳細が登録簿に記録されていない書類を閲覧することを，当該人に許可する。

(3) 登録官は、何人かの請求があるときは、本条規則が適用され、かつ、詳細が登録簿に記録されている書類を閲覧することを、自己の裁量で当該人に許可することができる。

(4) (2)及び(3)に拘らず、当該書類に関して条例又は本規則に基づいて行うことを求められ又は許可されているすべての手続を完了するまでは、登録官は、本条規則に基づいて書類の閲覧を許可する義務はない。

(5) (1)(z)にいう書類に関する場合を除いて、本条規則の如何なる規定も、次のものを閲覧に供する義務を登録官に課すものと解してはならない。

(a) 施行日前に登録部門に提出され又は登録部門へ送付された書類、又は

(b) 施行日以降に登録部門に提出され又は登録部門へ送付された書類であって、旧法に基づく標章登録出願に関するもの

規則 70 記入の複製等の提供

(条例第 69 条及び第 79 条)(様式 T14)(手数料 No. 21, 22 及び 23)

(1) 登録官は、所定の様式で申請書が提出され、かつ、当該手数料の納付があるときは、申請人に場合に応じ次のものを提供する。

(a) 登録簿の記入の認証又は無認証の謄本

(b) 登録簿の認証又は無認証の抄本、又は

(c) 本規則に基づいて提出され、登録部門に保管される商標登録出願の認証又は無認証の謄本

(2) 登録官は、所定の様式で申請書が提出され、かつ、当該手数料の納付があるときは、条例第 79 条(2)(これは証明書が証明される事項の一応の証拠である旨規定する)の適用上の証明書を申請人に提供する。

規則 71 係属中の出願又は登録商標の一覧の提供

登録官は、何人かによる請求書の提出があるときは、次についての国際分類番号及び類の一覧を当該人に提供する。

(a) 請求書において特定される何人かによるすべての出願であって、請求の日に係属中のもの、又は

(b) 請求書において特定される登録所有者により所有されるすべての登録商標

規則 72 特定の商標についての公式の記録調査

(様式 T1 及び T1S)(手数料 No. 24)

(1) 何人も、請求に係る商標に類似する何れかの商標が調査日時時点で記録されている(登録済みか登録係属中かを問わず)か否かを確認するために、請求書に指定し、国際分類の 1 又は 2 以上の類に分類される商品又はサービスについて調査させるよう登録官に請求することができる。

(2) 本条規則に基づく請求書は、所定の様式で提出し、かつ、請求に係る商標の表示を添えなければならない。

(3) 本条規則に基づく請求書を受領し、かつ、適用手数料の納付があったときは、登録官は調査を行わせ、調査結果を請求人に提供する。

規則 73 登録官による事前の助言

(条例第 72 条)(様式 T1 及び T1S)(手数料 No. 25)

(1) 商標登録出願をしようとする者は何人も、条例第 3 条(1)の意味において商標がある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスと識別する一応の可能性を有するか否かについての助言の申請を登録官にすることができる。

(2) 本条規則に基づく申請書は、所定の様式で提出し、当該商標の表示を添え、また登録しようとする国際分類の商品又はサービスの類を指定する。

(3) 条例第 72 条(3)(これは手数料の払戻を取り扱う)の適用上、商標登録出願人は何人も、同条に基づいて登録官が異論の通知を与えた者であり、かつ、登録出願につき納付した手数料の払戻を望む者であるときは、登録官の異論の通知の日後 6 月以内に規則 22 に従って取下通知を提出しなければならない。提出しないときは、手数料は払い戻されない。

第 11 部 登録官に対する手続

聴聞

規則 74 登録官の聴聞

(条例第 70 条) (様式 T12) (手数料 No. 26)

(1) 登録官が条例第 70 条により登録官への手続の当事者に聴聞を受ける機会を与えることを求められたときは、本条規則を適用する。

(2) 登録官は、通知を当事者に送付し、条例第 70 条の規定、及び当事者が聴聞を望むときは通知日後 1 月以内に請求書を提出しなければならないことを伝える。

(3) 登録官は、(2)に明記された期間内に聴聞の請求書の提出があるとき、又は規則 13(5)に従って聴聞の請求書の提出があるときは、(2003 年 L. N. 97)

(a) 聴聞の日、時間及び場所を決定し、かつ

(b) 聴聞について決定した日、時間及び場所の通知を各手続当事者に送付する。

(4) 登録官は、その他の場合に、自己の裁量で次のことをすることができる。

(a) 聴聞の日、時間及び場所を決定すること、及び

(b) 聴聞について決定した日、時間及び場所の通知を各手続当事者に送付すること

(5) (3)又は(4)に基づいて通知が送付された何れの当事者も、聴聞への出頭を意図するときは、通知日後 14 日以内に所定の様式によりその意図の通知を提出しなければならない。そのようにしない当事者は聴聞に出頭を意図しないものとして取り扱われ、登録官は、相応に行為することができる。

(6) 規則 21、規則 39、規則 45 又は規則 50(10)に基づいて何れかの当事者に送付される通知は、(4)に従って当該当事者に送付されたものとして取り扱われ、(5)が相応に適用される。

(2003 年 L. N. 97)

規則 75 一定の場合には登録官は聴聞を行う必要がないこと

登録官は、次の場合は聴聞せずに事項を決定することができる。

(a) 登録官が何れの当事者も聴聞を望まないと合理的に信ずる場合、又は

(b) 本規則に基づいて聴聞の通知を受けた各当事者に少なくとも次の 1 の事情が該当する場合

(i) 当事者が、聴聞に出頭する意図がある旨を登録官に示していないこと

(ii) 当事者が、聴聞に出頭する意図がないことを登録官に伝えていること、又は

(iii) 当事者が聴聞に出頭しないこと

規則 76 聴聞の実施

(1) 当事者又は場合によりその代理人は、本人自身で又は登録官が許可する方法で聴聞に出席することができる。

(2) 当事者は、聴聞の前に又は聴聞中に書面による申立をすることができる。

(3) 登録官は、当事者に相応に通知することにより聴聞を延期することができる。

(4) 本規則に従うことを条件として、登録官は、聴聞の実施に合理的に必要な指示をすることができる。

規則 77 聴聞は公開であること

登録商標又は商標登録出願に関する事項に係る 2 又はそれ以上の当事者間の争いについての登録官の聴聞は、香港人権法条例 (Cap. 383) 第 II 部に規定の香港人権法第 10 条にいう理由により、登録官が別段の指示をしない限り、公開としなければならない。

規則 78 聴聞の言語

(1) 登録官の聴聞の当事者は何れも、又は証言をするために当該当事者により呼ばれる証人又は専門家は何れも、聴聞のために決定される日の少なくとも 10 日前に、当事者が登録官及び相手方当事者に手続言語以外の言語の使用を意図する旨の、又は当該言語の使用を意図する証人若しくは専門家と呼ぶ旨の書面による通知をすることを条件として、手続言語以外の言語を使用することができる。

(2) 登録官は、(1) の通知をする当事者に手続言語への通訳を手配するよう要求することができる。通訳の費用を負担すべき者について指示を与えることができる。

証拠

規則 79 登録官への手続における証拠

(1) 条例又は本規則に基づいて、証拠が登録官への手続において登録官により認容される場合は、証拠は、法定宣言書又は宣誓供述書により提出する。

(2) 登録官は、何れか特定の場合は、法定宣言書又は宣誓供述書により提出される証拠に加えて口頭証言を受けることができる。

(3) 登録官は、如何なる証人も当該人の法定宣言書、宣誓供述書又は口頭証言に対する反対尋問を受けることを許可する。

規則 80 法定宣言書又は宣誓供述書

(1) 登録官への手続の適用上、法定宣言書又は宣誓供述書は、次の者の面前で作成し、署名することができる。

(a) 香港においては、管理官、公証人又はその他の者で香港の法律により法律手続の目的で宣言を執行することを許可された者、又は

(b) 香港外においては、裁判所、裁判官、治安判事、公証人、領事又はその他の者でその土地において法律により法律手続の目的で宣言を執行し又は公証機能を果たすことを許可された者

(2) 法定宣言書又は宣誓供述書に署名する者は、宣言書又は宣誓供述書を作成する当該人の資格をその紙面に陳述する。

(3) (1) により法定宣言又は宣誓供述をとることを許可された何人かの印又は署名を付し、押捺し又は署名したと主張される書類は、押印若しくは署名の、又は当該人の公の資格又はその法定宣言若しくは宣誓供述をとる権限の、真正性の証明なしに登録官に認容される。

規則 81 証拠物件の写真

(1) 本規則に基づいて法定宣言書又は宣誓供述書を提出する登録官への手続の当事者は、当該法定宣言書又は宣誓供述書の証拠物件の写真を提出することができ、また、法定宣言書又

は宣誓供述書の写しを送付しなければならない相手方手続当事者に対して、当該写真の写しを送付することができ、これは、証拠物件の原本を提出し又はその写しを送付することの代わりとなる。

(2) (1)に基づいて提出された写真は、法定宣言書又は宣誓供述書にいう証拠物件の詳細を適切に表現するのに十分な寸法及び明瞭さでなければならない。

(3) (1)に基づいて写真を提出する当事者は、同時に登録官に対して、登録官が求めるときは随時、証拠物件の原本を提出する旨及び手続の相手方当事者にそれを閲覧可能とする旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) (1)に基づいて写真が提出された証拠物件の原本は、登録官が別段の指示をしない限り、聴聞で提出されるものとする。

規則 82 証拠を提出する許可

登録官への手続において本規則の規定に基づいて登録官の許可するときのみ証拠を提出することができる場合は、登録官は、自ら適切と考える条件で当該許可を拒絶又は付与することができる。

当事者の代替

規則 83 当事者の代替許可の申請

(1) 登録官への手続の当事者が法人又は他の法的主体であって、この法人又は法的主体が清算され、別の法人又は法的主体に併合され、又は何人かに買収された場合は、手続に権利を有すると主張する者は、当該当事者に代わることの許可を、当該人の利害の内容を陳述した書面で登録官に申請することができ、登録官は、自ら適切と考える条件で当該許可を拒絶又は付与することができる。

(2) 登録官への手続の当事者が、商標、出願又は手続の主題であるその他の事項の譲渡又はその他の処分をする場合は、手続に利害を有すると主張する者は、当該当事者に代わることの許可を、当該人の利害の性質を陳述した書面で登録官に申請することができ、登録官は、自ら適切と考える条件で当該許可を拒絶又は付与することができる。

(3) (1)又は(2)に基づいて許可を与えられた者は何人も、登録官の課す条件に従うことを条件として、登録官への手続の当事者とみなされる。

費用

規則 84 費用の担保

(条例第 87 条(3))

(1) 香港において居住せず営業もしていない者が、

(a) 規則 16 に基づく商標登録に対する異議申立書、

(b) 規則 17 に基づく答弁書、

(c) 規則 26 に基づく商標登録出願の補正に対する異論申立書、

(d) 規則 36 に基づく商標登録取消の申請書、

(e) 規則 40 に基づく商標、防護商標、団体標章又は証明標章の登録取消の申請書、

- (f) 規則 46 に基づく商標、団体標章又は証明標章の登録無効宣言の申請書、
 - (g) 規則 48 に基づく商標登録の修正若しくは登録簿の誤り又は脱漏の更正の申請書、
 - (h) 規則 51 に基づく参加許可の申請書、
 - (i) 規則 55 に基づく商標登録の変更に対する異論申立書、
 - (j) 規則 83 に基づく当事者の代替許可の申請書、
 - (k) 施行日以降に廃止条例第 14 条又は第 66 条に基づいて公告された標章登録出願に関する廃止条例第 15 条に基づく異議申立書又は答弁書、
- を提出するときは、登録官は、当該人に対して、登録官が適切とみなす様式及び金額で手続費用の担保を要求することができる。
- (2) 登録官が何人かによる担保の提供を求め、当該人が求められた担保の提供を怠るときは、登録官は、該当する異議申立書、異論申立書、答弁書又は申請が放棄され又は取り下げられたものとみなす。
 - (3) 手続の如何なる段階でも、登録官は、事件を決定する前は随時、更なる担保の提出を求めることができる。
 - (4) 本条規則は、参加の許可申請に関する費用についての誓約書を求める規則 51(1) に基づく登録官の権限を害するものではない。

規則 85 費用の査定

(手数料 No. 27)

- (1) 登録官は、登録官への手続において自ら裁定する費用を査定する権限を有する。
- (2) 商標登録に対する異議申立が登録出願人により争われなるときは、登録官は、費用を異議申立人に裁定すべきか否かを決定するに当り、異議申立書の提出がある前に異議申立人から合理的な通知が出願人であったならば当該手続を回避することができたか否かを検討する。

事件管理会議及び聴聞前審理

規則 86 事件管理会議

- (1) 登録官への手続の何れかの段階で、登録官は、手続当事者が事件管理会議に出頭することを指示することができ、その場で、当事者は、手続のその後の進め方について及び特に本規則に基づいて予定される登録官の権限の行使について聴聞を受ける機会を得る。
- (2) 登録官は、事件管理会議の日時及び場所について少なくとも 14 日前に当事者に通知する。

規則 87 聴聞前審理

- (1) 登録官への手続において聴聞を望む何れかの当事者を聴聞する前に、登録官は、手続当事者が聴聞前審理に出席するよう指示することができ、その場で、登録官は、自ら適切と考える聴聞の進め方について指示を与えることができる。
- (2) 登録官は、聴聞前審理の日時及び場所について少なくとも 7 日前に当事者に通知する。

通則

規則 88 手続の指示

- (1) 登録官は、登録官への手続の当事者から請求があったとき又は自己の裁量で、当該手続の進行に関する指示を与えることができる。
- (2) (1)の指示は、本規則に反してはならない。
- (3) 次の場合でない限り、登録官は(1)の指示を出してはならない。
 - (a) 手続当事者が指示案の通知を受けたことに登録官が合理的に納得する場合
 - (b) 登録官が手続当事者に指示案に関して申立をする合理的な機会を与えている場合、及び
 - (c) 指示案が適切であることに登録官が合理的に納得する場合
- (4) (3)(b)の適用上、申立は、書面により若しくは聴聞において、又は登録官が合理的に許可するその他の方法であることができる。

規則 89 書類、情報又は証拠を提出する指示

登録官への手続の如何なる段階においても、登録官は、自らが合理的に必要とする書類、情報又は証拠を、自ら指定する期間内に提出するよう指示することができる。

規則 90 手続の停止

登録官は、そうすることが適切と考える場合は、2 又はそれ以上の当事者に係る登録官への手続を自ら適切と考える条件で停止させることができる。これは、登録官が自己の裁量によっても、又は当該手続の当事者の請求に基づいても、そうすることができる。

規則 91 登録官の決定

(様式 T12) (手数料 No. 28)

- (1) 登録官が自らへの手続において決定を行った場合は、各手続当事者に通知を送付し、当該決定を伝える。
- (2) 通知に決定理由の陳述が含まれていない場合は、何れの当事者も、通知日後 1 月以内に決定理由の陳述を求める請求を所定の様式により提出することができる。登録官は、当該請求を受領し、かつ、適用手数料の納付があるときは、手続の各当事者に決定理由陳述書を送付する。
- (3) 本条規則に基づいて請求を提出する当事者は、同時に手続の各相手方当事者に請求の写しを送付する。
- (4) 登録官の決定に対する不服申立の目的では、決定は、次の日にされたものとみなす。
 - (a) 決定通知が(1)に基づいて送付される日、又は
 - (b) (2)に基づいて理由陳述書が送付される場合は、当該理由陳述書が送付される日

第12部 書類の補正、不備の更正及び期限の延長

規則92 書類の補正

商標登録出願及びその他の書類の補正に関する条例又は本規則の規定に従うことを条件として、登録官に提出された何れの書類も、登録官が適切と考えるときは、登録官が指示する条件で補正することができる。

規則93 不備の更正

(1) (2)に従うことを条件として、登録部門における又は登録部門への手続における不備は、登録官が指示する条件で更正することができる。

(2) 如何なる期間も本条規則に基づいて延長することはできない。

規則94 期限の延長

(様式 T13) (手数料 No. 29)

(1) 規則95に従うことを条件として、登録官は、関係当事者による所定の様式での請求書の提出があるときは、次の期間を、登録官が指示する期間につき、かつ、条件(もしあれば)を付して延長することができる。

(a) 本規則による所定の期間、又は

(b) 何らかの行為をなし又は何らかの手続をするために登録官により指定される期間

(2) 規則18、規則19、規則20、規則38、規則42、規則43、規則44、規則50(7)、規則74(規則74(2)を除く)又は規則91(2)に定められた期間に関して、又は規則120(7)に基づいて登録官により指定された期間に関して、期間延長の請求書が(1)に基づいて提出される場合は、延長を求める当事者は、請求書の写しを手続の各相手当事者に送付する。

(3) (a) 登録官への手続の当事者が本規則に基づいて証拠を提出することが可能な期間が、相手方当事者が証拠を提出することが可能な期間の満了のときに始まり、かつ

(b) 相手方当事者が証拠を提出する意図を有していない旨登録官に通知する場合は、登録官は、(a)の当事者が証拠を提出できる期間が指示に明記される日に始まる旨を指示することができ、登録官が当該指示を発する場合は、手続の各当事者に当該日を通知する。

(4) 何人かが条例又は本規則の課す期限の遵守を怠り、かつ、懈怠が全体的若しくは部分的に登録官若しくは登録部門の誤り又は脱漏に帰すことに登録官が納得する場合は、登録官は、自らが指示する条件(もしあれば)付きで当該期間を延長することができる。

(5) 登録官から見て、

(a) 本項に基づく指示がないときは、何人も条例又は本規則が課す期限の遵守を怠る虞があり、かつ

(b) 当該懈怠が生じたとして、それが全体的若しくは部分的に登録官又は登録部門に起因するものである場合は、

登録官は、自ら指示する条件(もしあれば)付きで当該期間を延長することができる。

(6) 登録官が異議申立手続において期間の延長を付与する場合において、登録官は、その後適切と認めるときは、延長を付与される当事者を聴聞することなく、相手方当事者がその後の措置を取るために必要とする合理的な期間の延長を付与することができる。

(7) 本条規則に基づいて、当該期間の満了前後を問わず、期間を延長することができる。

規則 95 延長できない期限

- (1) 次の規則に明記された期間は、規則 94(1)に基づいて延長することができない。
- (a) 規則 11(2) (商標登録出願の不備を是正する期間)
 - (b) 規則 13(2) (申立書又は補正の請求書を提出する期間) (ただし、規則 13(3) 参照) (2003 年 L. N. 97)
 - (c) 規則 13(5) (申立書、補正書又は聴聞の請求書を提出する期間) (ただし、規則 13(6) 参照)
 - (d) 規則 14(条例第 42 条(3)(b)に基づく所定の期間)
 - (e) 規則 16(1) (異議申立書を提出する期間) (ただし、規則 16(4) 参照) (2003 年 L. N. 97)
 - (f) 規則 17(1) (答弁書を提出する期間) (ただし、規則 17(3) 参照) (2003 年 L. N. 97)
 - (g) 規則 26(2) (異論申立書の提出の期間)
 - (h) 規則 32(1) 及び(3) (登録更新の期間)
 - (i) 規則 33(2) (登録更新の期間)
 - (j) 規則 35(1) (登録回復の期間)
 - (k) 規則 37(1) (答弁書提出の期間)
 - (l) 規則 41(1) (答弁書提出の期間)
 - (m) 規則 50(3) (答弁書提出の期間)
 - (n) 規則 55(1) (異論申立書提出の期間)
 - (o) 規則 61(1) (異議申立書提出の期間)
 - (p) 規則 67(2) (異議申立書提出の期間)
 - (q) 規則 73(3) (取下通知提出の期間)
 - (r) 規則 74(2) (聴聞請求書提出の期間)
 - (s) 規則 102(3) (異議申立書提出の期間)
 - (t) 規則 107(3) (送達宛先提出の期間)
 - (u) 規則 121(1)(a) (異議申立書提出の期間) (ただし、規則 121(2) 参照), 及び(2003 年 L. N. 97)
 - (v) 規則 121(1)(b) (答弁書提出の期間) (ただし、規則 121(3) 参照) (2003 年 L. N. 97)
- (2) (1)にいう書類に含め又は添付すること、又は当該書類と同時に提出することが求められる何かを提出する期間は、規則 94(1)に基づいて延長することはできない。
- (3) 規則 13(3)若しくは(6)、規則 16(4)、規則 17(3)又は規則 121(2)若しくは(3)に規定の期間は、規則 94(1)に基づいて延長することはできない。(2003 年 L. N. 97)

規則 96 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

- (1) 何れかの日に登録部門の通常の業務の中断を招く出来事又は事情が生じる場合は、登録官は、その日を登録部門の業務中断日として通知することができる。
- (2) 書類その他の物を登録官に提出するために条例又は本規則に明記され又は本規則に基づいて延長された何らかの期間が、前記のように通知された日に満了する場合は、期間は、その翌日(非就業日でない)であってそのように通知されていない日まで延長される。
- (3) 本条規則に基づいて登録官の発する通知は、登録部門に掲示される。
- (4) 本条規則において、「非就業日」とは、登録部門の就業日でない日をいう。

第 13 部 連続商標、防護商標、団体標章及び証明標章

規則 97 連続商標登録出願

(条例第 51 条(1)(a)及び(d)(様式 T2, T2A, T2S, T3 及び T3S)(手数料 No. 30 及び No. 31)

(1) 4 商標以下の連続商標の所有者は、当該商標を単一登録における連続商標として登録するために所定の様式により出願することができる。

(2) 出願には、連続であると主張される各々の商標の表示を添える。

(3) 登録官は、次のことに納得するときは、(1)の出願を受理する。

(a) 出願される商標が条例第 51 条(3)の意味内の連続を構成すること

(b) 連続が 4 以下の商標から構成されること、及び

(c) 出願が登録要件を満たすこと

(4) 登録前は随時、(1)に基づく出願人は、連続商標の 1 又は 2 以上について、所定の様式によりその出願の個別出願への分割の請求書を提出することができる。

(5) (4)の請求書及び適用手数料の納付を受けた場合において、登録官は、分割が規則 27(1)及び(2)と相容れることに納得するときは、出願を相応に分割する。

(6) 規則 27(3)、(4)及び(5)が、本条規則に基づく出願の分割に適用される。

規則 98 連続商標を削除する請求

(様式 T5B 及び T5S)

(1) 連続商標登録出願人又は登録連続商標の所有者は随時、当該連続におけるある商標の削除の請求書を所定の様式により提出することができる。

(2) (1)に基づいて請求書が提出される場合は、登録官は、商標を出願又は場合により登録から削除する。

規則 99 防護商標登録出願

(条例第 60 条)(様式 T2, T2A 及び T2S)(手数料 No. 32)

(1) 条例第 60 条に基づく防護商標としての商標登録出願は、所定の様式により提出する。

(2) 出願日後 9 月以内に、出願人は次のものを提出する。

(a) 出願の裏付として出願人が依拠する事実の完全な詳細を示す事件陳述書であって、出願人又は当該目的で登録官が承認する他人により作成された法定宣言書又は宣誓供述書により認証されたもの、及び

(b) 出願人が出願の裏付として提示することを希望する証拠(もしあれば)

(3) 出願人が(2)(a)にいう期間内に事件陳述書を提出しないときは、出願は、放棄されたものとみなす。

(4) 出願人は、登録官が許可する期間内に、登録官による請求の後か否かを問わず、当該人が出願の裏付として提示することを希望する他の証拠を提出することができ、登録官は、出願につき決定する前に証拠全体を検討する。

(5) 疑義を回避するためであるが、第 2 部の規定は、防護商標としての商標登録出願に関して適用されることが宣言されている。ただし、本条規則の規定と相容れない範囲には適用されない。

規則 100 団体標章登録出願

(条例附則 3 第 6 条及び第 7 条)

(1) 条例附則 3 第 6 条(3)の適用上、団体標章登録出願人は、登録出願日後 9 月以内に商標使用規約の写しを提出する。

(2) 登録官は、出願又は規約の適性に関して登録官が希望する所見があればそれを出願人に送付することができ、また出願人は、条例第 46 条に基づいて出願を補正する請求書(規則 24 参照)を提出し又は規約を適宜修正することができる。

(3) 条例附則 3 第 7 条及び本規則の適用上、

(a) 事情により何れが適用されるにせよ、規則 14(1)、(2)又は(3)の何れかに規定される期間は、同附則第 7 条(2)の適用上登録官により指定された期間として取り扱われ、かつ

(b) 規則 13 及び規則 14 は、その団体標章登録出願への適用において、必要な修正に従うことを条件として読み替える。

規則 101 証明標章登録出願

(条例附則 4 第 7 条及び第 8 条)

(1) 条例附則 4 第 7 条(3)の適用上、証明標章登録出願人は、使用規約の写しを登録出願後 9 月以内に提出する。

(2) 規約には標章が登録される商品又はサービスを証明する出願人の資格の証拠を添えなければならない。この証拠は、出願人又は当該目的で登録官が承認する他人により作成された法定宣言書又は宣誓供述書により認証されなければならない。

(3) 登録官は、出願、規約の適性又は証拠能力について登録官が希望する所見があればそれを出願人に送付することができ、また出願人は、条例第 46 条に基づいて出願補正の請求書(規則 24 参照)を提出し若しくは規約を修正し又は適宜新たな証拠を提出することができる。

(4) 条例附則 4 第 8 条及び本規則の適用上、

(a) 事情により何れが適用されるにせよ、規則 14(1)、(2)又は(3)の何れかに規定される期間は、同附則第 8 条(2)の適用上登録官により指定された期間として取り扱われ、かつ

(b) 規則 13 及び規則 14 は、その証明標章登録出願への適用において、必要な修正に従うことを条件として読み替える。

規則 102 団体標章又は証明標章の使用規約の補正

(条例附則 3 第 10 条及び附則 4 第 11 条)(様式 T6)(手数料 No. 33)

(1) 登録済の団体標章又は証明標章の所有者による標章使用規約の補正の申請は、書面で提出する。

(2) 登録官がそうすることを適切と考える場合は、登録官は、補正通知を公報に公告する。この公告には、補正規約の写しが閲覧できる場所を表示する。

(3) 登録官が(2)の通知を公告する場合は、補正により影響を受けると主張する者は何人も、通知の公告日後 3 月以内に異議申立書を、所定の様式により提出することができる。

(4) 異議申立書は、異議申立理由の陳述を含むものとし、この陳述は、補正されたならば異議申立人が如何に影響を受けることになるか、また、異議申立人の意見によれば、その補正が条例附則 3 第 6 条(1)若しくは(2)(これは団体標章を取り扱う)又は場合に応じ条例附則 4 第 7 条(1)若しくは(2)(これは証明標章を取り扱う)に何故違反することになるかを、特に説

明しなければならない。

(5) 異議申立人は、異議申立書を提出すると同時に、その写しを当該登録された団体標章又は証明標章の所有者に送付する。

(6) (3)に明記された期間内に異議申立書が提出される場合は、登録官は、次の通りとすることができる。

(a) 異議申立が理を有することに登録官が納得するときは、補正の受理を拒絶し、又は

(b) 異議申立が理を有さず、かつ、補正を受理すべきことに納得するときは、所有者による提案通り補正を受理する。

(7) 異議申立書が(3)に明記された期間内に提出されず、補正が受理されるべきことに登録官が納得するときは、登録官は、補正を所有者による提案通り受理する。

第 14 部 代理人

規則 103 代理人の授権の証明を求めることができること等

(条例第 88 条)

(1) ある者が条例第 88 条に従って代理人として行為することを授権された場合、登録官は、特定の場合において、代理人の、又は代理人として行為することを代理人に授権する者の署名又は出頭を求めることができる。

(2) 登録官は、書面での通知により、代理人として行為することを主張する者に授権の証拠を提出するよう求めることができる。

(3) 他の者によりその代理人として行為することを授権された者は、代理人として行為する最初の機会以前に、当該人が居住し又は営業活動を行う香港における住所を登録官に届け出るものとし、この届出は、所定の様式によるか又は書面によらなければならない。(2004 年 L. N. 39)

(4) (3)に基づいて届出をした者が、居住し又は営業活動を行う香港における住所を変えるときは、その後できる限り速やかにその変更を登録官に届け出るものとし、この届出は、所定の様式によるか又は書面によらなければならない。(2004 年 L. N. 39)

(5) (3)に従って代理人が登録官に届け出る日までは、ある者により又はある者に対してなすことが条例又は本規則により求められ又は許される如何なる行為も、その者の代理人により又は代理人に対してすることができない。(2004 年 L. N. 39)

規則 104 登録官は一定の代理人を拒絶することができる

(条例第 88 条)

登録官は、条例又は本規則に基づく何らかの業務に関して、次の者を代理人として認めることを拒絶することができる。

(a) 有罪判決を受けている者

(b) 弁護士条例(Cap. 159)に基づいて法廷弁護士名簿若しくは事務弁護士名簿から名称が外された者、又は法廷弁護士若しくは事務弁護士として活動することを停止されている者

(c) パートナーシップ又は法人であって、そのパートナー又は取締役の 1 を登録官が(a)又は(b)に基づき代理人として認めることを拒絶することができるもの

(d) 会社条例(Cap. 32)第 168E 条、第 168F 条、第 168G 条、第 168H 条、第 168J 条又は第 168L 条に基づいて資格剥奪命令が出されている者

(e) 廃止された証券(インサイダー取引)条例(Cap. 395)第 23 条(1) (a)又は第 24 条(1)に基づいて命令が出されている者、又は(2004 年 L. N. 39)

(f) 証券先物条例(Cap. 571)第 214 条(2) (d)、第 257 条(1) (a)、第 258 条(1)又は第 303 条(2) (a)に基づいて命令が出されている者

注：条例第 88 条(3)には、登録官は、香港に居所も営業所在地も有していない者を代理人として認めることを拒絶する旨が規定されている。(2004 年 L. N. 39)

第 15 部 送達宛先

規則 105 送達宛先の提出

- (1) 送達宛先は、次のものを提出する各人が提出しなければならない。
- (a) 規則 6 に基づく商標登録出願
 - (b) 規則 16 に基づく商標登録に対する異議申立書
 - (c) 規則 17 に基づく答弁書
 - (d) 規則 26 に基づく商標登録出願の補正に対する異論申立書
 - (e) 規則 36 に基づく商標登録取消の申請書
 - (f) 規則 37 に基づく答弁書
 - (g) 規則 40 に基づく商標登録取消の申請書
 - (h) 規則 41 に基づく答弁書
 - (i) 規則 46 に基づく商標登録無効宣言の申請書
 - (j) 規則 48 に基づき規則 50 が適用される商標登録の修正又は登録簿の誤り若しくは脱漏の更正の申請書
 - (k) 規則 50(3) に基づく答弁書
 - (l) 規則 51 に基づく参加許可の申請書
 - (m) 規則 55 に基づく登録商標の変更に対する異論申立書
 - (n) 規則 61 に基づく登録商標の指定の補正に対する異議申立書
 - (o) 規則 62 に基づく登録商標又は商標登録出願に関して登録することができる取引の詳細を登録する申請書又は通知書
 - (p) 規則 64 に基づくライセンス又は約定担保権に関する登録済の詳細を補正又は削除する請求書
 - (q) 規則 67(2) に基づく登録簿からの事項削除に対する異議申立書
 - (r) 規則 83 に基づく当事者代替許可の申請書
 - (s) 規則 97 に基づく連続商標登録出願
 - (t) 規則 99 に基づく防護商標としての商標登録出願
 - (u) 規則 102(3) に基づく登録された団体標章又は証明標章の使用規約の補正に対する異議申立書、又は
 - (v) その他の書類であって、その所定の様式(もしあれば)がその様式に記入する者に送達宛先を提供することを求めるもの
- (2) 送達宛先は、香港における居所又は営業所在地でなければならない。
- (3) 何人も、次のとおり送達宛先を提出することができる。
- (a) 問題の書類を所定の様式で提出することが要求され、かつ、その様式がそれに記入する者に送達宛先を提供することを求めている場合は、その送達宛先を記載した所定の様式の提出により、又は
 - (b) その他の場合は、登録官に対する書面の通知により
- (4) (1)にいう書類が 2 又はそれ以上の者の名称で提出される場合は、当該書類に関して提出される送達宛先は、それらの者の各々の送達宛先とみなす。
- (5) 商標登録出願人は、当該出願に関する登録官へのすべての手続のために単一の送達宛先を使用することができる。

(6) 登録商標の所有者は、当該登録商標に関する登録官へのすべての手続のために単一の送達宛先を使用することができる。

(7) 本条規則又は規則 106 に基づく別段の提出に従うことを条件として、商標の登録のときは、登録出願人の送達宛先は、当該登録商標に関するすべての登録官手続の目的で登録商標所有者の送達宛先とみなされる。

(8) ある者が登録官への手続の目的で送達宛先を提出する場合は、当該宛先は、当該人が当該手続のために先に提出した送達宛先を代替するものとして取り扱われる。

(9) ある者が登録官への手続の当事者となった後に、当該人が代理人を初めて指名し又は従来の代理人の代わりに改めて代理人を指名した場合は、新たに指名された代理人は、送達宛先を提出しなければならない。

(10) 当該手続に関して、(9)にいう者により又は対してされることが条例又は本規則により求められ又は許可される如何なる行為も、当該人が送達宛先を提出する日までは、新たに指名された代理人により又は対して、行うことができない。

規則 106 送達宛先の変更又は取下

(様式 T5)

(1) 何人も、送達宛先を次により変更することができる。

(a) 所定の様式を提出することにより、又は

(b) 登録官に書面で通知することにより

(2) 登録商標の所有者又は登録官への手続の当事者の送達宛先が効果を停止するときは、所有者又は場合により当事者は、(1)に規定する方法でその後できる限り速やかに送達宛先を変更する。

(3) 何人も、登録官に書面で通知することにより送達宛先を取り下げることができる。

規則 107 送達宛先の提出を怠ること

(1) 送達宛先が規則 105 が求めるように提出されない場合、又は登録商標の所有者若しくは登録官への手続の当事者の送達宛先が有効でなくなったことに登録官が納得する場合は、登録官は、関係人に対して(2)にいう何れかの住所宛に、送達宛先を提出するよう通知を送付する。

(2) (1)の適用上、住所は、次の通りである。

(a) 先に提出された当該人の何れかの送達宛先

(b) 登録簿に示される香港における当該人の何れかの住所

(c) 香港における当該人の何れかの住所又は営業所在地、及び

(d) 登録官に判明している当該人のその他何れかの住所

(3) (1)に基づいて通知を送付された者が送達宛先を通知日後 2 月以内に提出しないときは、

(a) 当該人が提出した申請、通知又は請求は、放棄又は取り下げられたものとみなし、かつ

(b) 当該人は、当該人を当事者とする登録官への手続から退いたものとみなす。

第 16 部 書類の提出及び送達

規則 108 登録官への書類の提出

- (1) 条例又は本規則により登録官に提出することが求められ又は許可される書類その他の物は、登録部門における登録官宛に通常の就業時間中に手渡すか又は登録官宛に郵送しなければならない。(2006 年 L. N. 62)
- (2) 郵便による送達は、書類その他の物を含む書簡を、登録部門事務所の登録官宛に適切に名宛して作成し、かつ、郵送料を先払いして郵送することにより実行されたものとみなされる。書類又は物は、書簡が実際に登録部門で登録官により受領されたときに受領されたものとみなされる。
- (3) 書類その他の物の登録官への提出は、それが登録部門で登録官により受領され、受領が記録されたときに実行されたものとみなされる。

規則 109 電子提出

- (1) 登録官は、自己の裁量で、登録官に対する書類その他の物の紙又は他の物理的な様式による提出の代替として、当該書類又は物の電子記録の提出を許可することができる。
- (2) 登録官は、自己の裁量で、規則 108 に規定する方法による登録官に対する書類その他の物の配達又は送付の代替として、当該書類又は物の電子記録を電子的方法で登録官が指定する情報システムへ送ることを許可することができる。
- (3) 電子記録の提出及び電子的方法による電子記録の(2)に指定される情報システムへの送付は、一般的には公報に公告する通知により、特定の場合は登録官宛に電子記録の提出又は電子的方法による電子記録の送付を望む者に対する通知により、登録官が指定する条件に従うことを条件とする。
- (4) 本条規則に従って、電子記録の様式による書類その他の物が、電子的方法で(2)に指定された情報システムに送られる場合は、当該書類又は物の提出は、当該電子記録が指定情報システムにより受理されたときに実行されたものとみなす。

規則 110 電子提出の条件

- (1) 規則 109(3)の一般原則を制限することなく、登録官は、同規則に基づいて次の条件を定めることができる。
 - (a) 電子記録を作成又は送付するために使用しなければならない方法の登録官による承認を規定すること
 - (b) 電子記録を記録しなければならない形式又は媒体の登録官による承認を規定すること
 - (c) 書類その他の物が署名又は押印又は法的認証されることを求められる事情において電子記録を法的認証する方法に関すること
 - (d) 電子記録の様式で登録官に送付される書類その他の物にその送付者の電子署名又はデジタル署名を含め又は添えることを求めること
 - (e) 規則 109(2)に基づいて指定された情報システムの稼働の中断がある場合に書類その他の物の提出方法に関すること
- (2) 規則 109(3)の一般原則を制限することなく、次の場合は、登録官は、電子記録の様式による書類その他の物の受理又は登録を拒絶することができる。

- (a) 電子記録に含まれる情報が判読可能な形式で表示することができないものである場合
- (b) 電子記録が規則 109(2)に指定される情報システムに記憶することができないものである場合
- (c) 電子記録が、登録官から見て、変更され、損傷を受け又は不完全である場合
- (d) 電子記録に添えられ又は含まれる電子署名若しくはデジタル署名、又は他の種類の認証が、登録官から見て、変更され又は不完全である場合、又は
- (e) 前記規則に基づいて登録官が定めた条件に違反している場合

規則 111 電子メールボックスの指定

- (1) 何人かの請求があるときは、登録官は、自ら指定した情報システム内に電子メールボックスを指定することができ、当該人は、登録官と通信するためにこれを使用することができる。
- (2) 指定された情報システム内のメールボックスの何人かによる使用は、一般的には公報に公告する通知により、特定の場合はメールボックスが指定される者に対する通知により、登録官が定める条件に従うことを条件とする。
- (3) 登録官がメールボックスを本条規則に基づいてある者に指定する場合は、条例又は本規則により登録官が当該人宛に送付することが求められ又は許可される書類その他の物は、電子記録の形式で当該人の指定メールボックス宛に送付されたときに適正に送付されたものとみなされる。
- (4) メールボックスへの送付は、電子記録が指定情報システムにより受理されたときに実行されたものとみなされる。
- (5) 指定メールボックスへ送付された電子記録は、当該メールボックスにより電子記録が受理され、かつ、記録されたときに受領されたものとみなされる。

規則 112 書類の送達

- (1) 規則 108、規則 109、規則 110 及び規則 111 により規定される場合を除き、書類その他の物を何人かに送付することが条例又は本規則により求められ又は許可される場合は、
 - (a) 書類その他の物は、当該人の送達宛先へ届けるか又は郵送することができ、又は
 - (b) 当該人が送達宛先を有していないときは、書類その他の物は、当該人の判明している最新の住所へ郵送することができる。
- (2) 郵便による送達は、書類その他の物を含む書簡を、郵送料を先払いし適切に名宛して作成し、当該人の送達宛先へ又は当該人が送達宛先を有していない場合は当該人の判明している最新の住所へ、郵送することにより実行されたものとみなされ、また、書類又は物は、反証がない限り、その書簡が通常の郵便経路で配達されたと思われる時点で当該人により受領されたものとみなされる。

第 17 部 雑則

規則 113 登録部門の記録が保管される様式等

(1) 登録官は、登録部門の記録が構成され、かつ、保管される様式を決定するものとし、また当該記録又は書類その他の物が登録部門により保管される期間及び当該記録又は書類その他の物が破棄され又はその他処分される事情を決定することができる。

(2) 登録官は、書類その他の物の記録を、それらが登録官に最初に提出され若しくは登録官により最初に作成された様式とは異なる様式で保管する場合は、当該書類又は物の記録は、反対が証明されない限り、最初に提出され若しくは作成された書類又は物に含まれる情報を正確に表現すると推測するものとする。

規則 114 登録部門の就業時間及び就業日の公告

(条例第 89 条)

条例第 89 条(これは登録部門の就業時間及び就業日を明記することを登録官に許可する)に基づいて登録官の出す命令は、登録部門に掲示し、かつ、公報に公告する。

規則 115 書類の公告及び販売

登録官は、自らが適切と考える条件で書類及び情報の登録部門による公告及び販売を手配することができる。

規則 116 一定の裁判所命令の公告

登録簿の更正又は訂正についての条例に基づいて命令が裁判所により出される場合はいつでも、登録官は、公告すべきと考えるときは、この命令を公報に公告する。

規則 117 裁判所の命令、宣言書及び証明書の提出

(1) 条例に基づいて裁判所により命令若しくは宣言が発せられ、又は証明書が付与されている場合は、当該命令、宣言若しくは証明書の受益者、又は 2 以上のかかる受益者がいるときは、登録官が指示するそれらの者の 1 が、命令、宣言又は証明書の認証された写しを登録官に提出するものとする。

(2) 適切な場合は、登録官は、登録簿を相応に更正する。

規則 118 パートナーシップ、法人による書類の署名等

(1) 企業のために又はその代理で署名される書類は、そのパートナーにより、企業の代理で署名する旨陳述するパートナーにより又は書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者が署名する。

(2) 法人のために又はその代理で署名される書類は、その法人の取締役、秘書役若しくはその他の幹部、又は書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者が署名する。

(3) 企業以外の非法人又は団体のために又はその代理で署名される書類は、当該非法人若しくは団体の役員、管理職、秘書役若しくは他の同等の幹部、又はその書類に署名する権限があると登録官が納得する何れかの者が署名することができる。

規則 119 手続言語の変更

(条例第 76 条)

登録官は、当事者の承諾に従うことを条件として、登録官が指示する条件で手続言語の変更に関する命令を出すことができる。

規則 120 書類の翻訳等

(条例第 76 条)

(1) 本規則に明白に規定する場合を除き、公用語の 1 によらない書類又は書類の一部が登録官に提出される場合は、書類又は書類の当該部分の手続言語への翻訳文を添えなければならず、かつ、かかる翻訳文は、原文に対応するものとして登録官が納得するように認証されなければならない。

(2) 登録官は、登録官への手続で証拠のために使用される書類又は書類の一部であって手続言語以外の言語によるものに関して、次について指示を出すことができる。

(a) 当該他の言語による書類又は書類の一部の提出、及び

(b) 書類又は書類の当該部分の手続言語への翻訳文の提出

(3) ある者が条例又は本規則によりその名称を書類に示すことを求められ、かつ、その名称がローマ字又は漢字でない場合は、書類はローマ字による名称の翻字を含まなければならない。

(4) ローマ字でもなく漢字でもない語、文字又は符号から構成され又はそれらを含む商標登録出願の場合は、出願は、登録官が別段の指示をしない限り、その語、文字又は符号の翻訳又は翻字を登録官が納得するように含まなければならず、出願が当該翻訳又は翻字を含む場合は、その語、文字又は符号が何れの言語に属するかをも示さなければならない。

(5) 英語又は中国語以外の言語による語、文字又は符号から構成され又はそれらを含む商標登録出願の場合は、登録官は、出願人にその語、文字又は符号の英語又は中国語への正確な翻訳の提出を求めることができ、登録官が必要とするときは、当該翻訳は出願人又は代理人が裏書して署名しなければならず、この裏書にはその語、文字又は符号が何れの言語に属するかを示さなければならない。

(6) 登録官は、登録官への手続に関して何人かによる提出を求める情報について、登録官が適切と考える条件で当該人に公用語の 1 又は両方で情報を提出することを求めることができる。

(7) 登録官は、登録官への手続の当事者が書類又は書類の一部の翻訳文を提出しなければならない期間を指定することができる。

規則 121 係属中の登録出願

(条例附則 5 第 10 条)(様式 T13)(手数料 No. 29)

(1) 旧法に基づいてされた標章登録出願が施行日以降に廃止条例第 14 条又は第 66 条に従って公告される場合は、(2003 年 L.N. 97)

(a) 異議申立書が提出できる期間は、公告日から起算する 3 月の期間であり、かつ

(b) 異議申立書が提出されたときは、出願人は、異議申立書の写しの受領日後 3 月以内に答弁書を提出しなければならない。

(2) 登録官は、(1) (a) に明記された期間内に何人かによる所定の様式での請求書の提出があ

るときは、異議申立書の提出期間を 2 月延長することができるが、この期間の更なる延長はすることができない。(2003 年 L.N. 97)

(3) 登録官は、(1) (b) に明記された期間内に何人かによる所定の様式での請求書の提出があるときは、答弁書の提出期間を 2 月延長することができるが、この期間の更なる延長はすることができない。(2003 年 L.N. 97)

規則 122 係属中の出願の変換の様式

(条例附則 5 第 11 条(1)) (様式 T15) (手数料 No. 34)

標章の登録適格性が条例に従って決定されることを主張する条例附則 5 第 11 条(1) (これは経過事項を取り扱う) に基づく登録官に対する通知は、所定の様式で提出する。

附則：手数料(規則 2 及び規則 4)

手数料 番号	事項又は手続	金額
1.	規則 6 に基づく商標登録出願 (団体標章及び証明標章を含む)	指定において挙げられた商品又はサービスの最初の類につき\$1300, 各追加の類(あれば)につき\$650
2.	規則 7(5)に基づく出願補正の請求	指定に追加された商品又はサービスの各類につき\$650
3.	規則 13(3)又は(6)に基づく期間延長の請求(2003年 L. N. 97)	\$200
4.	規則 16 に基づく異議申立書	\$800
5.	規則 26 に基づく異論申立書	\$800
6.	規則 27 に基づく出願分割の請求(連続商標登録分割の請求を除く)	\$650
7.	規則 32(1)又は(3)に基づく商標登録の更新	指定において挙げられた最初の商品又はサービスにつき\$3000, 各追加の類(あれば)につき\$1500
8.	規則 32(3)に基づく商標登録の遅延更新	\$500
9.	規則 33(2)に基づく商標登録の更新	指定において挙げられた最初の商品又はサービスにつき\$3000, 各追加の類(あれば)につき\$1500
10.	規則 35 に基づいて登録簿から削除された商標登録の回復及び更新	指定において挙げられた最初の商品又はサービスにつき\$4000, 各追加の類(あれば)につき\$1500
11.	規則 36 に基づく商標登録取消の申請	\$800
12.	規則 40 に基づく商標, 防護商標, 団体標章又は証明標章の登録取消の申請	\$800
13.	規則 46 に基づく商標, 団体標章又は証明標章の登録無効宣言の申請	\$800
14.	規則 48(1)(a)に基づく商標登録の修正申請	\$800
15.	規則 48(1)(b)に基づく登録簿の誤り又は脱漏の更正申請	\$800
16.	規則 51 に基づく参加許可の申請	\$800
17.	規則 55 に基づく異論申立書	\$800
18.	規則 61 に基づく登録商標の指定の補正に対する異議申立書	\$800
19.	1又は2以上の登録商標に関する登録することができる取引又は商標登録出願の詳細を登録するための規則 62 に基づく申請/通知	\$800
20.	規則 67(2)に基づく登録簿事項の削除に対する異議申立書	\$800

21.	規則 70(1)に基づく登録簿の記入の認証謄本, 登録簿の認証抄本又は商標登録出願の認証写しの提供について	\$150
22.	規則 70(1)に基づく登録簿の記入の無認証謄本, 登録簿の無認証抄本又は商標登録出願の無認証写しの提供について	頁当り又は頁の一部当り\$6
23.	条例第 79 条(2)の適用上の証明書規則 70(2)に基づく提供について	\$200
24.	規則 72 に基づく記録調査の請求	\$200
25.	規則 73 に基づく登録官の事前の助言の請求	\$200
26.	規則 74(5)に基づく聴聞出頭意図の通知(期間延長の聴聞を除く)	\$1700
27.	規則 85 に基づく費用の査定	請求金額の最初の \$15000 につき\$450, これに加えて請求金額の \$15000 を超える \$100 毎又は\$100 未満について\$3
28.	規則 91(2)に基づく登録官の決定理由陳述書の請求	\$1500
29.	規則 16(4), 規則 17(3), 規則 94 若しくは規則 121(2)又は(3)(2003 年 L. N. 97)に基づく期間延長の請求	\$200
30.	規則 97(1)に基づく連続商標登録出願	指定において挙げられた商品又はサービスの最初の類につき\$1300, 追加の類があれば夫々\$650
31.	規則 97(4)に基づく連続商標登録出願の分割請求	\$650に加えて各追加出願につき手数料番号 1 に従う手数料
32.	規則 99 に基づく防護商標としての商標登録出願	指定において挙げられた商品又はサービスの最初の類につき\$1500, 各追加の類(あれば)につき\$750
33.	規則 102(3)に基づく異議申立書	\$800
34.	条例に従って決定される標章の登録適格性の規則 122 に基づく通知	\$900